

4 日本への新条約加入招請問題

六三九

六 英独及び英ソ海軍協定関係

六四九

付録 一九三五年ロンドン海軍會議日付索引

一 會議開催の経緯

1 昭和8年9月1日

在米国出淵大使より
内田外務大臣宛(電報)

日本の軍備充実に関するハースト系諸新聞の

記事について

ワシントン 9月1日後発
本 省 9月2日前着

第七八七号

三十日「ハースト」系諸新聞ハ「軍備充実ノミカ戦争ヲ防

止ス」ト題スル大見出ヲ以テ「支那併呑ノ第一歩トシテ満

州ヲ占領セル日本カ今ヤ海軍大拡張ヲ行ヒ南洋委任統治諸

島ヲ根拠トシ太平洋霸制ノ野望ヲ逞フシツツアルニ際シ米

国カ拱手傍観シ居ルハ米国ヲ第二ノ戦敗國独逸タラシムル

モノナリ」トテ日米戦争ヲ防止センカ為ニハ米国ノ海軍ヲ

拡張スルコト緊急事ナルヲ力説セル「ハースト」ノ論文ヲ

掲載シタルカ更ニ三十一日華府「ヘラルド」紙上「ユー・

エス」一通信員ハ日本ノ南洋委任統治地ニ於ケル海軍根拠地設定ハ米国海軍幹部ニ対抗策ヲ考慮セシムルニ足リ三十

日「スタンドレイ」軍令部長カ太平洋岸駐在ノ米国艦隊ハ

大西洋岸ノ諸都市及平和論者ノ要求ニ拘ラス依然之ヲ現状
ノ儘トスルコトヲ宣明セルコト及先般ノ「スワンソン」長
官ノ海軍政策中ニ挙ケラレタル太平洋岸ノ二海軍根拠地中
政府ハ尠ク共其ノ一ヲ公共事業計画中ニ包含シテ完成セシ
ムルコトヲ考慮中ナル旨ヲ報シ同日ノ紐育「アメリカン」
モ略同趣旨ノ「ユー・エス」通信ノ報道ヲ掲ケ居レリ

2 昭和8年9月1日

在英國松平大使より
内田外務大臣宛(電報)

英國及び日本の造船計画に関するテレグラフ

とヘラルドの記事について

ロンドン 9月1日後発
本 省 9月2日前着

第四九二号

「テレグラフ」ハ英海軍省ニ於テハ(一)優秀巡洋艦二十五隻
ノ建造(2)毎年駆逐艦十五隻乃至十八隻建造(3)艦隊從属航空

1 会議開催の経緯

ニ演習費ノ増額等ヲ主眼トスル海軍軍備充実法案ヲ次年度予算案提出前ニ発表スヘシト報道シ居タル處九月一日同紙上ニ於テ「海軍条約ト英國ノ艦船」ト題シ「英國今次ノ造艦計画ハ倫敦条約ニ抵触ストノ印象ヲ懷ク者相当アルカ如キ処倫敦条約ハ一九三六年末ニ於ケル既成噸数ヲ以テ制限ノ基礎トナスモノナルヲ以テ一九三四年度海軍予算中巡洋艦五隻及駆逐艦十八隻建造案カ通過ストスルモ一九三七一三八年度前ニハ完成セラレサルヲ以テ何等条約違反ノ問題ヲ生セサルノミナラス条約ノ精神ヨリ論スルモ米國カ産業回復日本力国防見地ヨリ夫々造艦計画ヲナシ居ル以上英國トシテハ新計画ニ躊躇スルヲ要セス寧ロ一九三五年ノ會議ニ倫敦条約改訂ノ避ケ難キコトト茲二年足ラスシテ巡洋艦ノ多数カ老朽艦トナル現状ニ鑑ミ之ヲ促進スルコト肝要ナルヘシ」トノ同紙海軍記者「バイウォーター」署名ノ記事ヲ掲ケ居レリ尚同日「ヘラルド」ハ第一面ニ「日本ハ秘密ニ造艦中」ナル見出ノ下ニ「日本ハ倫敦条約ノ制限ヲ逸脱シ大量生産法ニ依リ潜水艦ノ部分品ヲ製作シ夫々番号ヲ付シタル上横須賀並ニ呉両軍港ニ保管シ居レルカ同軍港ハ數日ヲ出テスシテ此等部分品ヲ完全ナル軍艦ニ組合セ得ル機械装置ヲ有スル由ナリ又極秘裡ニ小型駆逐艦ヲ建造中ナルカ右ハ乗組員ノ健康保持ニハ顧慮セス専ラ性能發揮ヲ計リタル為潜水艦対抗上最モ有力ナル武器ナル由ナリ」云々トノ煽動的記事ヲ掲ケ居レリ

ノ、白ヘ転電セリ

3 昭和8年9月10日 在米国出淵大使より

内田外務大臣宛(電報)

米国の増艦計画着手艦隊の太平洋集中継続に

に関する米国新聞の記事について

トシテハ新計画ニ躊躇スルヲ要セス寧ロ一九三五年ノ會議ニ倫敦条約改訂ノ避ケ難キコトト茲二年足ラスシテ巡洋艦

ノ多数カ老朽艦トナル現状ニ鑑ミ之ヲ促進スルコト肝要ナルヘシ」トノ同紙海軍記者「バイウォーター」署名ノ記事ヲ掲ケ居レリ尚同日「ヘラルド」ハ第一面ニ「日本ハ秘密ニ造艦中」ナル見出ノ下ニ「日本ハ倫敦条約ノ制限ヲ逸脱シ大量生産法ニ依リ潜水艦ノ部分品ヲ製作シ夫々番号ヲ付シタル上横須賀並ニ呉両軍港ニ保管シ居レルカ同軍港ハ數日ヲ出テスシテ此等部分品ヲ完全ナル軍艦ニ組合セ得ル機械装置ヲ有スル由ナリ又極秘裡ニ小型駆逐艦ヲ建造中ナルカ右ハ乗組員ノ健康保持ニハ顧慮セス専ラ性能發揮ヲ計リタル為潜水艦対抗上最モ有力ナル武器ナル由ナリ」云々トノ煽動的記事ヲ掲ケ居レリ

第七〇〇号

近時東京電報ハ頻リニ米國ノ增艦計画着手艦隊ノ太平洋集中継続ニ鑑ミ本邦側ノ意向ノ増々對英米均等比率要求ニ傾ケルヲ報シ注意ヲ惹キ居ル處最近ノ当方面新聞ノ反響左ノ通

「ボルチモア・サン」(一月)太平洋ニ艦隊ヲ置クト否トハ米國ノ勝手ニシテ日本ノ知ツタコトニ非スト雖モ之力為海軍噸数問題ノ場合ト同様日米両國側カ無益且危險ナル論

争ニ陷ラントシ居ルハ悲シム可キ事ナリ日本ハ暫ク米國艦隊ノ事ヲ云々セサリシカ最近 Standley 提督カ我カ艦隊ノ無期限ニ太平洋ニ留ル可キヲ声明シテ以来日本ハ氣ヲ揉ミ出セルモノノ如ク現ニ海軍当局ハ滿州ニ関スル日支紛争ハ落着セルニ不拘依然米國艦隊ノ太平洋ニ集中セントスルハ不可解ナリトノ意ヲ声明セリ滿州事件ノ落着セルハ事實ナルモ右ハ日本ノ明白ナル条約違反ニ依リタルモノニシテ米國艦隊ノ行動ヲ理解スル為ニハ這般ノ事情ヲ或ル程度迄考慮ニ容ルル必要アリ言フ迄モナク艦隊問題ハ海軍噸数問題ノ一部ナリ而シテ噸数問題ハ最近ノ我增艦計画ニ依リ刺載セラレ日本ハ現行条約ノ満了ト共ニ均等比率ヲ要求スヘシトイキリタチ居レリ之ニ対シ米國カ如何ナル態度ニ出ツルヤハ未タ不明ナルモ今後日米双方ニ於テ大イニ抑制スル處ナクンハ最モ危険ナル國際紛議ヲ醸ス惧アルコト明ニシテ両國ノ為政者ハ此ノ際極メテ真剣ニ考慮スルヲ要ス

華盛頓「ポスト」(十日)
満州ニ地歩ヲ堅メ露國ヲ威圧シテ東支鐵道ヲ手放サシメントシ居ル日本ハ今ヤ英米ニ対シ海軍力ノ均等ヲ要求シ最近内田外相モ言明セル如ク斯ル均等ノ与ヘラレサル限り新ナ

第一七一三号

本省 9月11日 6時30分発

最近本邦新聞紙上ニ欧米局ニ於テ外務陸海三省主任者ヲ集

4 昭和8年9月11日 内田外務大臣より
在ベルギー佐藤大使(電報)

外・陸・海三省會議開催予定に關する新聞報道について

ル海軍々縮ニ応セサラントス米國艦隊ノ太平洋集中ニ対スル非難ハ要スルニ來ル海軍會議ニ対シ日本ノ主張ヲ有力ナラシメントスル前触ニ外ナラス今日ノ日本ハ一九三一年ノ夫レニ非ス米國タルモノ此ノ新事態ニ鑑ミ慎重政策ヲ決定セサルヘカラス惟フニ米國ノ非律賓群島ニ於ケル地位世界通商殊ニ対支貿易ニ対スル利害關係ハ遠カラス我等米人ヲシテ支那ノ少クトモ部分的門戸開放政策ヲ支持スルカ又ハ極東ニ於ケル通商上ノ利益ヲ拋棄シ比律賓ヨリ手ヲ引クカ何レカラ選ハサルヲ得サラシムヘシ要スルニ何ノ程度迄日本ハ野心ヲ逞フシ又米國カ其ノ利益ヲ何ノ程度迄犠牲ニスルカカ今後ノ問題ナリ

メ軍縮問題等ノ為協議会ヲ開催スルコトトナレル旨ヲ大袈

裟ニ伝ヘ在京外國新聞通信員中ニモ此種報道ヲ為シタルモ

ノアル模様ナル處右ハ同局所管事項ニ付陸海軍側トノ情報

交換及事務打合ヲ目的トスルモノナリ又右ニ関連シ一九三

五年ノ海軍會議ニ關スル我方ノ態度乃至所要比率等ニ付種

種報道スルモノアルモ同會議ニ對スル我方ノ対策ハ未タ決

定シ居ラサル次第ナルニ付右念ノ為

白ヨリ英、仏、伊、独ニ転電シ軍縮全權ニ転報アリ度

内田外務大臣より
在英國松平大使宛（電報）

5 昭和8年9月12日 内田外務大臣より
在英國松平大使宛（電報）

日本兩國より英國への海軍會議參加招請説打

消について

本省 9月12日午後4時50分発

第二六三号

貴地「デーリー・エクスプレス」ハ日米兩國ヨリ英國ニ対
シ華府倫敦海軍條約改訂ノ為メ大海軍國會議ニ參加方招請
越セル旨ヲ報道シタル趣ニテ十一日在京外國通信員ヨリ係

官ニ質問アリタルニ對シ事実無根ノ旨説明シ置キタリ

本省 9月12日午後4時50分発

第七〇二号

英へ転電セリ

6 昭和8年9月12日 在米國出淵大使より
内田外務大臣宛（電報）

日本兩國より海軍會議開催を英國へ申入れた
との報道米國當局否定について

ワシントン 9月12日後発
本省 9月13日前着

7 昭和8年10月14日 外務省決定

在米大使ニ転電セリ

内田外務大臣宛（電報）

日本兩國ヨリ華府倫敦兩條約改訂ノ為會議開催方ヲ英國ヘ
申込メル旨ノ倫敦新聞報ニ關シ國務當局ハ十日夜新聞記者
會見ノ際斯ル問題ニ關シ日本ト話合ヲ為シタルコト無シト
テ右報道ヲ絶対ニ否定シ約二週間前モ同一「ソース」ヨリ
日本カ米國ニ對シ海軍建造計画中止方ノ最後的抗議ヲ提出
セルヤノ全然無根ノ報道出テタルコトアリト指摘セル趣ナ
リ

「ワシントン」條約及び「ロンドン」條約に

に対する方針の決定

付記一 昭和八年九月

来るべき海軍軍縮會議に関する重光外務次官
意見

二 昭和八年九月二十一日海軍省覚

昭和十年開催の海軍軍縮會議に関する方針について

三 昭和八年十月六日海軍省覚

閣議における海軍大臣陳述覚（案）

昭和十年海軍軍縮會議に関する方針について

四 昭和八年十月二十日海軍省覚

昭和十年の海軍軍縮會議に関する方針について

八、一〇、一四

「ワシントン」条約及「ロンドン」条約ニ對スル

方針ノ決定

一国ノ軍備ハ其ノ国防ノ安固ヲ確保スルヲ本旨トシ各國ニ
於テ敵ニ其ノ軍備ヲ自國ノ安全保持ニ必要ナル限度ニ止ム

ルニ於テハ各國ハ孰レモ其ノ安全感ヲ害セラルルコトナク
自然世界ノ平和ハ維持セラルヘシ

来ルヘキ一九三五年ノ海軍軍縮會議ニ於テハ一般國際情勢

一般軍縮會議対策

一般軍縮會議ハ昭和七年二月以降引続キ寿府ニ開催中ニシ

テ本年三月英國代表ノ提出セル軍縮條約案ノ第一讀会ヲ了
シ六月末之ヲ将来ノ條約ノ基礎トスルコトニ決シテ休会ニ
入りタルカ其ノ後仮関係ヲ中心トスル軍事監督制度及独
逸軍備ノ整備問題ニ付主要關係国内ノ私的會談行ハレ之カ
為未タ前記條約案ノ第二讀会ニ入ルニ至ラサル現状ナル処

帝国ハ同会議ニ於テハ当初ヨリ極東以外ノ政治的諸問題ニ捲込マルルヲ避クルト共ニ軍縮問題其ノモノニ付テハ我カ

国防ノ安固ヲ維持スル範囲内ニ於テ陸軍海軍及空軍ニ関スル一般軍縮条約ノ成立ニ協力シ以テ世界恒久平和ノ確立ニ寄与セムトスルノ方針ヲ執リツツアリ（昭和六年十二月九日、昭和七年十月二十五日及昭和八年一月十九日閣議決定）右方針ハ帝国ノ連盟脱退通告後ト雖モ何等渝ル所ナク

今又之ヲ変更スルノ必要ヲ認メス

編注 本文書は国立国会図書館憲政資料室所蔵「斎藤美文書」

より採録した。

(付記一)

軍縮会議関係

(一) 来ルヘキ軍縮会議ノ開催ハ華府条約並ニ倫敦条約ノ二個ノ条約関係ヨリ之ヲ観察セサルヘカラス。第一ノ華府条約ノ関係ヨリ言ヘハ同条約ハ一九三六年未前二個年ノ期限迄即一九三四年未迄ニ廢棄ヲ通告スルモノナキニ於テハ同条約ハ当然存続スル次第ナルヲ以テ特ニ必然的ニ會議ノ開催ヲ見ルト云フ訳ニアラス。然レトモ、之ヲ倫敦条約ノ見地ヨリ見レハ同条約ハ一九三五年ニ會議ヲ開イ

テ同条約ノ改訂補充若クハ存続ヲ協議スルノ必要アリ。右ノ如ク華府条約ト倫敦条約ハ必シモ同一系統ニ属スルモノニハ非サレトモ、倫敦条約ニヨル海軍軍縮ノ交渉ハ其内容ニ於テ自ラ華府条約ノ規定事項ニモ触レ得ル次第ニシテ（又華府条約ニ対スル或国（特ニ仏國）ヨリノ廃棄通告モアリ得ヘキコトト打算セサルヘカラス）從ツテ倫敦条約ニヨル次回軍縮會議ハ大体ニ於テ華府条約ヲモ包含スル海軍軍縮ニ関スル全般ノ問題トシテ之ヲ迎フルノ用意ナカルヘカラス。

(二) 倫敦条約締結ノ場合ニ於テハ海軍軍備ノ問題以外政治的問題ニハ触レスシテ止ミシモ、華府条約締結ノ場合ニハ之ニ反シテ重要ナル政治問題ノ之ニ付帯セルハ尚記憶ニ新ナル處ナリ。即チ華府ニ於ケル軍縮會議ニ於テハ海軍縮ニ関スル五国条約ノ締結ヲ見タル外太平洋方面ノ島嶼ニ関スル権利尊重ニ関スル四国条約ヲ付帯セシノミナラス、更ニ進シテ支那ヲ中心トスル極東問題ヲモ議論シ遂ニ所謂九国条約ノ締結ヲ見タル次第ナリ。日支ノ関係ノ如キモ特ニ考量ニ入レラレ軍縮會議ト同時ニ華府ニ於テハ所謂山東問題ニ関スル日支間ノ基本条約ノ締結ヲ見

タリ又日英同盟カ終焉ヲ告ケシモ此ノ華府會議ノ機会ナリ。華府會議ニ於テ軍縮問題以外ニ是等政治問題ノ取扱ハレタルハ戦争ノ脅威ヲ防ク為ノ軍縮ハ戦争ノ原因トナルヘキ政情ノ調節ヲ計ラサルヘカラストノ思想ニ起因スルモノナリ。此思想ハ恰モ國際連盟ニ於テ取扱ハレタル軍縮問題ノ交渉ニ於テ一ハ軍縮ヲ先ニシ他ハ安全保障ヲ先ニスル事ヲ主張セル結果軍縮問題ニ関シ之ヲ両々並ンテ処理スルノ必要認メラレ最近ノ會議ニ於テ保障問題トシテ協議条項乃至ハ侵略者ノ定義ニ関スル事項カ軍縮問題ト同等若クハ其ノ前提トシテ取扱ハル現状ニ相似タルモノアリ。

(三) 前述ノ如ク華府會議ニ於テハ日本ハ軍縮問題ノ外ニ政治問題ヲ取扱フ事ニ同意シ九国条約其他ノ条約又ハ決議ノニ対スル将来ノ政策ニ対シ一ノ重大ナル困難ヲ投スルモノト謂フヘシ。

軍縮問題ト保障問題若クハ政治問題ノ交渉ハ両々不可分ノモノナリト言フカ如キ今日迄ノ成行ハ、我国ノ軍縮問題ニ対スル将来ノ政策ニ対シ一ノ重大ナル困難ヲ投スルモノト謂フヘシ。

アリ。即チ國際連盟ニ於ケル軍縮問題ノ討議ニ当リテハ仏國等ノ主張ニ依リ常ニ連盟規約ノ強化拡充等安全保障問題カ提起セラレ過去数年間平和議定書ヲ始メトシ數多ノ保障条約案ノ作成ヲ見、今次ノ一般軍縮會議ニ於テモ引続キ侵略國定義及「マクドナルド」案其ノ他種々ナル保障案ノ論議ヲ見ツツアル処我方トシテハ歐州ノ必要ニ基キ関係国間ニ此種保障案ノ成立スルコトニハ敢テ反対セサルモ之ヲ極東ニ及ホスコトニハ反対セサルヲ得サル立場ニ在リ。蓋シ日本ノ隣接国ニ対スル國際關係ハ隣接国ノ状態カ或ハ無統制ナルカ或ハ全然思想及政治上ノ組織ヲ異ニセルカ為到底右ノ如キ平和保障及理想的ノ戦争廢止ノ約束ヲナスニ適セサル状態ニアルヲ以テナリ。現ニ滿州事件ノ発生ハ日本ノ正当防衛ノ為当然行ハレタル自衛的措置ナルニモ拘ラス日本ノ行動ハ國際連盟規約若クハ不戦条約ノ規定ノ趣旨ニ合致セスト迄他国ヨリ非難ヲ受クルカ如キ結果トナリ結局國際連盟ニ於テモ日本ノ主張ハ所謂十三対一又ハ四十二対一ノ如キ結果ヲ招来セリ米国ノ如キハ歐州ノ國際關係ニ適合スル國際連盟規定ノ如キハ言ハハ後レタル國際關係ヲ律スルニ適合セストノ

意味ニヨリ「モンロー」主義ノ除外ヲ求メタルモノニシテ、更ニ遙ニ後レタル国際関係ニ立テル極東ノ事態ハ今遽ニ歐州並ノ理想的平和条約若クハ組織ニ適合セシムルニハ不適當ノ状態ニアリ。日本ハ素ヨリ其ノ国際関係ニ適合セル地方的又ハ個々ノ場合ニ於ケル有効ナル平和保障ニ役立ツ條約ハ之ヲ歓迎スルモノナリ。例ヘハ日露ノ関係ニ於テ樺太朝鮮國境付近ニ於テ両国ハ防備ヲ施サスト言フカ如キ又英米両國トノ関係ニ於テ互ニ太平洋上ノ要所ニ防備ヲ施サストイフカ如キ又更ニ進ンテ各国別ニ仲裁裁判条約ヲ締結スルカ如キ有効ナル処置即チ是ナリ。然レトモ余リニ実際ト懸隔セル理想的国際約定ハ不戰条約国際連盟規約等ノ適用ノ経験ニ鑑ミルモ之ヲ避ケタキ意向ヲ有ス。

更ニ進ンテ然ラハ来ルヘキ軍縮會議ニ於テ華府會議ニ於ケルト同様極東又ハ太平洋ニ関スル政治問題ヲ軍縮問題ト並ヒ取扱フ事ヲ日本ハ適当ト思考スルヤ否ヤノ問題ニ付考察スルニ若シ同會議ニ於テ世界ノ不安ヲ招來シタル極東問題滿州問題ヲ取扱フ事トスルニ於テハ必スヤ單ニ海軍軍縮關係ノ諸国ノミナラス支那ヲ初メ極東ニ關係ヲ更新其他)

(五)右ノ政治的關係ヲ引離ス事ニ成功スルトスルモ更ニ重大ナル困難トシテ残存スルハ海軍軍縮ノ比率ノ問題ナルカ從来ノ經緯ニ鑑ミ日本ハ華府倫敦兩條約ノ比率ヲ其ノ儘承認スル事ニハ多大ノ困難ヲ伴フヲ以テ之ヲ如何ニシテ切抜クルヘキカニ付テハ今日ヨリ直ニ之ヲ考案シ置クヘク何ニスルモ明ニ比率ヲ明示スルカ如キ方法ハ之ヲ避ケツツ進ム様努力スル必要アリト思考ス。

(六)之ヲ要スルニ日本ハ極東ニ於テ安寧秩序換言スレハ極東ノ安定保持ニ付責任ヲ有スル地位ニアルモノニシテ此ノ日本ノ立場ハ日本カ實力ヲ以テ主張シ維持スルノ要アル所ナリ。他国カ之ニ対シ明示又ハ默示ノ承認ヲ与フレハ素ヨリ可ナルモ此ノ地位ニ対シ積極的ニ侵害ヲナサントスル國アルニ於テハ之ニ対シ敢然防禦ヲ行フヘキモノナリ。日本ハ米国其他ニ対シ如何ナル方面ニ於テモ領土的若クハ政治的ニ毫モ侵略的意思ヲ有セス。然レトモ日本カ極東ニ於テ有スル前記責任アル立場ノ擁護ニ付テハ

(付記二)
次官ノ意見八年九月起草

舌代

有スル更ニ多数ノ國家ノ參加ヲ見ル事トナルヘク恐ラク其ノ結果ハ寿府ニ於テ満州問題ニ關シ我国ノ嘗メタル経験ヲ再ヒ繰返スニ終ルモノト思考セラル。来ルヘキ會議ニ於テ其ノ會議力何處ニ於テ開催セラルニセヨ日本ノ主張ヲ認メシムル事ハ到底不可能ナルカ又互譲ノ立場ヲ以テ妥協ノ途ヲ講スルコト亦不可能ナリト思考セラル。右ハ國際連盟ノ軍縮交渉ニ於テ安全保障問題ノ交渉要求セラル趣旨ト相俟テ日本ノ行路ニ大ナル暗礁アルヲ思ハシムル所トス。

之等ノ難関ヲ切抜ケンカ為ニハ如何ナル方策ヲ用フヘキヤ

■今後出来得レハ安全保障ノ問題ハ之ヲ軍縮問題ト切離スノ主義ヲ貫キ更ニ進ンテハ極東問題太平洋問題等ノ政治問題ヲ軍縮問題ト全然引離シ交渉スルコトヲ得ルニ於テハ全力ヲ賄ケテ之ニ努ムルノ必要アリ。即チ次ニ来ルヘキ軍縮會議ニ於テ極東ニ於ケル政治問題ヲ議題ニ上セサル様主要列國間ノ空氣ヲ釀成シ其ノ主張ヲ認メシムル様努力セサルヘカラス。之等ニ対スル我主張ヲ實現スルニハ我在外機關ノ非常ナル活動ヲ要スルモノニシテ右ハ

関スル貴省ノ意見至急御回示相成度

8 昭和8年10月16日

藤田海軍次官より
重光外務次官宛

(終)

昭和五年ロンドン海軍条約の解釈に関する照会について

(付記)

倫敦海軍条約ノ解釈ニ関スル件

付記 ロンドン条約の海軍側解釈

官房機密第一九八七号

昭和八年十月十六日

海軍次官

外務次官殿

一九三〇年倫敦海軍条約ノ解釈ニ関スル件照会

帝国ハ首題条約二十条(ハ)ニ依リ一九三八年及一九三九年ニ
艦齡超過トナルベキ駆逐艦ノ一部ノ代換ノ為一九三五年及
一九三六年ノ各年ニ五、二〇〇噸ヲ超ヘザル駆逐艦ヲ起工
スルコトヲ得又同条(ニ)ニ依リ潜水艦代換線上ノ為一九三六
年末ニ於テ潜水艦七、二〇〇噸ヲ建造中ナルコトヲ得ルモ
ノナル處右駆逐艦ヲ夫々一九三七年及一九三八年ニ又右潛
水艦ヲ一九三七年ニ竣工スルコトニ予定スルハ何等同條約
ニ違反スルコトナシトノ當省ノ解釈ニ有之候ニ付テハ右ニ

倫敦海軍条約ハ若干ノ例外ヲ除キ一九三六年未迄有効ナル
モノニシテ一九三七年以後ノ事態ニ付テハ同條約中特別ノ
規定アルモノ以外ハ一九三五年會議ニ依リ協定セラルベキ
モノニシテ右協定成立スル迄ハ何等關係國ヲ拘束スルモノ
ニアラズ

論道徳上政治上ノ点ヨリ見ルモ何等非議セラルベキモノニ
アラズ從テ條約違反等ノ問題ヲ惹起スルコトナシ
倫敦条約ノ解釈ニ關スル件

倫敦海軍条約ハ若干ノ例外ヲ除キ一九三六年未迄有効ナル

モノニシテ一九三七年以後ノ事態ニ付テハ同條約中特別ノ
規定アルモノ以外ハ一九三五年會議ニ依リ協定セラルベキ
モノニシテ右協定成立スル迄ハ何等關係國ヲ拘束スルモノ
ニアラズ

第二二九号(極秘)

9 昭和8年10月19日 在ニューヨーク堀内総領事より
広田外務大臣宛(電報)

米国の海軍軍縮と經濟復興策との関連について意見具申

ニュー・ヨーク
本 省
10月19日後発
10月20日前着

米国ノ經濟復興策ハ往電第二二七号所報ノ如ク今ヤ漸ク其
ノ途ニ著キタルノミニテ今後如何ナル程度迄成果ヲ齎シ得
ルヤ俄カニ予断ト許サスト雖其ノ成否何レノ場合ニ於テモ
同國ノ國際的地位ハ如何ニ変化スルニ至ルヘキヤ殊ニ次回
ノ海軍軍縮會議ニ對スル其ノ立場ニ如何ナル影響ヲ及ホス
ヘキヤハ予メ之ヲ考慮シ得サルニ非ス若シ米國カ復興策ニ
依リ相当ノ実績ヲ挙ケ得ル場合ニハ素ヨリ景氣ノ恢復ト國
力ノ充実ヲ得テ國際政治及經濟上益々其ノ指導的地位ヲ固
メ殊ニ戰債問題其ノ他ノ關係上歐州列強ヲ制御スル立場ニ
於テ海軍軍縮問題ニ臨ムヘキハ想像シ得ヘキナルカ又仮
ニ復興策全然失敗ニ帰スルカ(斯ル場合ハ殆ト想像シ得
ス)又ハ其ノ結果不満足ニシテ不況繼續スルカ如キ場合ヲ

考フルニ米国ノ海軍軍縮問題ニ対スル態度ハ依然強硬ナルモノアルヘク万一協定不成立ノ場合ニハ米国ハ日英両国ニ對シ敢テ海軍軍縮競争ヲ辞セサルノ意氣込ト能力トヲ有スヘキハ本官ノ確信スル処ナリ今其ノ理由ヲ述ヘンニ

(一)「ルーズベルト」大統領ハ從来國際的軍縮ノ実現ヲ唱道シ來レルモ同時ニ自國ノ充実セル海軍力ヲ維持スルノ必要ハ夙ニ之ヲ認識シ現ニ今日ノ産業復興法ニ依リ議会ヨリ委任セラレタル權限ニ基キ倫敦條約規定量内ノ軍艦建造ヲ決定実行シツツアリ復興策失敗ノ場合ニハ大統領ハ必スヤ次期ノ選挙ニ備フル為何等力外交上ノ功績ヲ求ムルニ至ルヘク先ツ軍縮會議ノ成功ヲ期シ若シ決裂ノ場合ニハ海軍充実ニ歩ヲ進メテ國民ノ注意ヲ之ニ転向スルニ努ムヘシ尚此ノ点ニ関シ大統領カ復興法ニ基キ二年間ニ亘リ戰時ニ類スル產業統制權ヲ有スルノ事実モ考慮ニ加ヘサルヘカラス

(二)米国ノ充実セル海軍力維持ハ今日既ニ識者ノ多數及輿論ノ支持ヲ受ケ居リ「ハースト」系及「スクリップス・ハワード」系ノ各新聞ハ勿論其ノ他多數ノ有力紙モ皆其ノ必要ヲ認メ居リ殊ニ米国ノ輿論カ一朝ニシテ転向ヲ見ルム事モ為シ得ヘク又財源ニ關シテモ例ヘハ禁酒制廃止ノ結果四億弗ノ稅收ヲ予期セラレ更ニ之ヲ六、七億弗ニ増額スル事モ困難ナラスト言フヲ聞カハ思半ハニ過クルモノ有ラン

(四)次ニ米国産業ノ生産能力モ決シテ侮リ難キモノアリ例ヘハ造船能力ハ一九一九年ニ於テ一ヶ年商船一千五十一隻四百万噸即チ一日平均三隻一万一千噸ノ異常ナル成績ヲ示シタルコトアリ右ハ素ヨリ大戰直後ノ事例ニシテ直ニ之ヲ以テ今日ノ事態ニ類推シ難キモ當國造船能力拡張ノ可能性ハ之ヲ否定スルヲ得サルヘク又航空機製造高ハ一九二八年ノ最高点ニ於テ一ヶ年四千七百台ヲ超ヘ不況甚タシキ昨年スラ一千一百ヲ超ヘタル次第ナリ

之ヲ要スルニ米国カ復興策ノ成否如何ニ拘ラス将来海軍軍備競争ノ必要ニ応シ之ヲ實行スルノ意氣ト能力トヲ有スヘキハ容易ニ想像シ得ル処ナリ

以上何等御参考迄ニ申進ス

米ヘ転報シ、英ヘ転電セリ

事ハ幾多先例ノ証スル処ニシテ大統領カ國際協調ノ絶望ヲ見テ製艦競争ノ政策ヲ定ムルカ如キ場合ニハ輿論ハ翕然トシテ之ヲ支持スヘキヤ想像ニ難カラス

(三)然ラハ斯ル場合ニ多年不況ニ沈淪セル米国ハ果シテ製艦競争ニ耐ヘ得ルヤト言フニ米国ノ巨大ナル資源ト財力トハ将来容易ニ涸渴スルカ如キ事無カルヘク優ニ日英トノ競爭ヲ持続シ得ヘシト思ハル一例ヲ挙クレハ米国ハ本年四月金輸出禁止當時スラ現ニ国内ニ四十三億弗(全世界金貨總量ノ約三割五分ニ当ル)ヲ保有シ現在モ同額ヲ維持シ居リ今後「インフレーション」政策ニ依リ信用又ハ通貨ノ膨脹ヲ見ルモ之カ為國ノ財政基礎ヲ損スルノ虞少カルヘク又當國財界ノ公債応募ノ余力ハ依然豊富ニシテ現ニ本年ノ如キ新規又ハ借替公債ノ發行毎ニ常ニ四、五倍ノ応募額ヲ示シ居レリ又例ヘハ米国ノ中央及地方政府ノ失業者ニ対スル直接救済金ハ昨年中總額七億五千万弗ニ上リ本年ハ十億乃至十五億弗ニ達スヘク予想セラレ其ノ内連邦政府ノ支出ノミニテモ五億弗ヲ算スルヲ以テ政府ハ将来必要ノ場合造船、製鐵等ノ如キ重工業及軍需工業ヲ動員シ國民ノ負担ヲ救濟費ヨリ海軍拡張費ニ転セシ

右回答申進ス

10 昭和8年10月20日
重光外務次官より
藤田海軍次官宛

一九三〇年ロンドン海軍条約の解釈について

付記一 ロンドン条約第二十条(イ)及(ニ)の外務省側解釈
二 枢密院用想定回答(外務省起草)

条三機密第三四三号

(十月二十日発送済)

千九百三十年倫敦海軍條約ノ解釈ニ関スル件

本件ニ關シ昭和八年十月十六日付官房機密第一九八七号貴信ヲ以テ御照会ノ趣了承当省トシテハ倫敦海軍條約ハ同條約第二十三条第一項(一)及(ニ)ノ例外ヲ除キ千九百三十六年十二月三十一日迄効力ヲ存続スヘキモノナルヲ以テ貴信御來示ノ如ク駆逐艦及潛水艦ノ竣工ヲ予定スルモ倫敦條約ノ明文上ハ別段違反セルモノト認メラレス尤モ右ハ千九百三十年ノ會議ニ於テ改メテ處理セラルルヤモ計リ難シト思考

ス

(付記一)

倫敦條約第二十条(イ)及(ニ)ノ解釈ニ關スル件
一、倫敦條約第二編第一付屬書代換規則ハ艦船ハ亡失又ハ

不慮ノ事変ニ依ル破壊ノ場合及同条約第三編ニ規定セラル場合ノ外ハ「艦齡超過」トナルニ先チ代換スルコトヲ得ストノ原則ヲ掲ケ居ル処同条約第三編第二十条(ハ)及(ニ)ハ帝国ノ駆逐艦及潜水艦ニ関シ建造工業力維持ノ見地ヨリシテ右原則ニ対スル例外ヲ設ケ代換起工ノ繰上ヶヲ認メ居レリ

二、右例外ニ関シ大蔵省側ハ右ハ單ニ「起工」ノミニ関スル例外ニシテ竣工期日（条約ニ規定ナシ）ニ付テハ一般原則ニ基キ旧艦ノ艦齡超過ヲ俟ツヘキモノト解スルニ対シ海軍省側ハ右例外ハ「代換」全部ニ關スル例外ナルヲ以テ竣工モ亦之ヲ繰上ヶ得トノ解釈ヲ採レリ外務省トシテハ第二十条ノ条文カ竣工期日ニ付何等規定セサルコト及倫敦条約ハ原則トシテ一九三六年後ノ事項ニハ及ハサルコトノ二理由ニ基キ一九三六年後右竣工ヲ繰上ヶ予定スルモ何等条約違反ノ問題ヲ生セサルヘク唯右ハ一九三五年会議ノ問題トナルコトアルヘシトノ見解ヲ採リタリ

三、本件ハ第二次補充計画ニ関連シ本年度海軍予算ノ査定上問題トナリ来レル處最近大蔵省側ハ海軍側要求ヲ以テ条約違反ナリトノ主張ハ之ヲ固持スルモ財政上ハ之ヲ要

求スヘク唯右条約違反ノ事實カ外間ニ周知セラル場合ノ外國ヨリノ批難及之ニ伴フ國際的不利ニ付外務省側ノ注意ヲ喚起ストノ態度ヲ執ルニ至レリ（其ノ実条約違反ノ場合ニハ予算ヲモ認メストノ見解ヲ捨テサルカ如シ）ク又外國ヨリ万一抗議アリタル場合ニモ之ヲ水掛論ニ終ラシムルコトヲ得ヘン唯其ノ場合國際的ニ如何ナル不利ヲ伴フヘキヤ又右ノ如キ場合ニ如何処理スヘキハ專ラ政策的ニ之ヲ論スルノ外ナカルヘク外務側トシテハ右場合ニ対スル決心サヘ付クニ於テハ本件カ條約違反ニ非ストノ見解ヲ持シテ押進ムヲ得ヘシ

（付記二）

枢密院用想定回答（外務省起草）

（十八）

問、本条約有効期間ハ千九百三十六年末日迄トナリ居ルモ条約ノ条項中右期日以後ニ亘ル事態ヲ予見シタルモノ若ハ右期日以後ニアラサレハ適用ヲ見サルモノアリ斯クノ如キ条項ト条約実施期間トノ関係如何

答、本条約カ効力ヲ嚴格ニ短期トシタルハ同約國ニ於テ國

防上ノ見地ヨリ長期ニ亘リ兵力量ニ関スル制限ヲ協定スルコトヲ不適当ト認メタルヲ以テナリ然レトモ制限ノ原則的規定ハ之ヲ将来ニモ継続セシムヘキ立前ヲトリ今次會議ニ於テ此等ノ点ニ付協定成立シタルモノハ凡テ本条約中ニ規定シ将来ノ協定ノ素地ヲ作りタルモノナリ第二十三条ニ於テ条約ノ更新ヲ認ムルコトヲ特ニ避クト共ニ本条約ノ目的ヲ遂行スル新条約ヲ作成スル為千九百三十年ニ会議ヲ開催スヘキコトヲ規定シタルハ一方ニ於テ新条約締結ニ際シ各國ハ本条約ノ如何ナル条項ニモ捉ヘラルルコトナク其ノ主張ヲナス自由ヲ留保スルモノナルコトヲ明ニスルト同時ニ本条約満期後ニ於テハ最早海軍協定ヲ継続セスト云フニアラスシテ新ナル条約ヲ以テ海軍協定ヲ継続スルモノナルコトヲ確認シタルモノナリ

從テ条約期間内ニ適用ヲ見サル規定ヲ設クルカ如キハ理論上矛盾アルカ如キモ軍縮事業ノ継続性ヨリ見テ無意義ノ規定ナリトハ言ヒ難キモノナリ

（十九）
問、本条約ノ如ク其ノ有効期間ヲ定メ且更新ヲ認メサルモノハ有効期間満了ト共ニ効力ヲ失ヒ其ノ後ノ事態ニ付各ノ規定ナリトハ言ヒ難キモノナリ

11 昭和8年10月20日

在英國松平大使より
広田外務大臣宛（電報）

英國における海軍軍備充実の輿論について

ロンドン 10月20日後発
本 省 10月21日前着

一九三五年ノ倫敦海軍条約改訂ヲ控ヘ當國ニ於テモ漸次拡第六〇七号

ノ張論カ擡頭シ来レル次第ハ累次電報セル通りニテ殊ニ八月
ノ「ネイビー・デー」以後計画的ニ海軍充実ノ必要鼓吹セラ
一方海事力欠陥及空軍ノ劣勢ヲ補フ為空軍拡論モ唱ヘ
居ルノ觀アリ保守党系政治家及新聞中此ノ際英國ハ自國ノ
安全ト自國ノ立場ヲ全カラシムル為軍備充実ノ必要有リ各
國カ相当ノ軍備ヲ保有スルコトコソ真ニ平和保障ノ手段ナ
リトノ議論ヲ堂々ト主張スル者ヲ見ルニ至リタルコトハ大
ニ注目ノ価値アリ（労働党側及其ノ機関紙ハ勿論反対ノ主
張ヲナシ居レリ）特ニ十八日軍令部長「サー・アーンル・
チャトフィールド」（Sir Ernle Chatfield）、「ショ
フィールド」ニ於ケル演説中ニ於テ大戦前総予算ノ三割ヲ
占メタル海軍費ハ今日ハ其ノ一割ヲ占ムルニ過キス英國軍
備ノ中枢ト言フヘキ英國戦闘艦隊ハ既ニ世界ノ首位ヲ失ヒ
タリト述ヘ翌十九日ノ「ポスト」ハ右ヲ引用シ英國政治家
カ軍備ヲ極度マテ縮少セル事ノ無意味ナリシハ今ヤ明白ト
ナレリ英國ハ米国ノ例ニ倣ヒ建艦セサル可カラスト論シタ
ルカ同日「ビーテイ」ハ海軍連盟晩餐会ニ於テ今日ノ海軍
利用シ得ヘキ巡洋艦ハ僅ニ四隻ニ過キス之トテモ緩急ノ
際ハ戦闘艦ニ從属シ出動スルコトヲ要シ予備巡洋艦ノ裝
備完了迄ハ沿岸通商ハ駆逐艦其ノ他雜艦ノミノ保護ニ依
頼セサルヲ得サル状態ニ在リ之ニ加フルニ歐州某国ノ潛
水艦ノ大量建造ト英國側ノ駆逐艦数不足トノ為英國ハ大
戦中ヨリモ大ナル危険ニ在リ、有力ナル海軍側ノ意見ニ
依レハ本件建艦ハ五年計画ヨリハ寧ロ三年計画ヲ可ト為
シ尚絶対最少限トシテ
巡洋艦一八隻（現有若ハ建造中ノ外國巡洋艦ト同型且同
勢力ノモノ）
駆逐艦五〇隻（大型ニシテ行動範囲広キモノ）
護送掃海船二隻（各二千噸六吋砲並ニ潛水艦对抗特別裝
備ヲ備フルモノ）
航空母艦四隻（各約一万一千噸）
ノ保持ヲ必要トスル由ナリ、尚本計画ノ施行ハ何等倫敦
条約ニ抵触セス英國トシテハ既ニ來年度ニ於テ老朽艦十
四隻代艦ノ為必要有ラハ總噸数六万噸ニ及フ巡洋艦ヲ建
造シ得ルノ地位ニ在ルヲ以テナリ

13 昭和 8 年 10 月 24 日 在米国出淵大使より
広田外務大臣宛

米國 The National Council for Prevention
of War の年次総会における決議事項及び軍縮
運動に関する報告

普通公第四三九号

(11月20日接受)

昭和八年十月二十四日

在米

特命全権大使 出淵 勝次（印）

外務大臣 広田 弘毅殿

The National Council for Prevention of War

年次総会決議事項及軍縮運動に関する報告ノ件

米國 The National Council for Prevention of War の年次総会は、十有余ノ加盟団体及十余ノ賛助団体ヲ有シ、多数ノ刊行物発行、講演会開催等ニ依リ、広く平和促進運動ニ從事シツツアル有力ナル平和団体ニシテ、本年九月三十日、十月一日、二日、三日間、華府ニ於テ年次総会ヲ開催シタルカ同会ニ於テ採択セラレタル決定事項十三項目中特ニ注意スヘキ項目ノ

國カ相當ノ軍備ヲ保有スルコトコソ真ニ平和保障ノ手段ナ
リトノ議論ヲ堂々ト主張スル者ヲ見ルニ至リタルコトハ大
ニ注目ノ価値アリ（労働党側及其ノ機関紙ハ勿論反対ノ主
張ヲナシ居レリ）特ニ十八日軍令部長「サー・アーンル・
チャトワーリード」（Sir Ernest Chatfield）ハ「シエ
フィールド」ニ於ケル演説中ニ於テ大戦前給予算ノ三割ヲ
占メタル海軍費ハ今日ハ其ノ一割ヲ占ムルニ過キス英國軍
備ノ中枢ト言フヘキ英國戦闘艦隊ハ既ニ世界ノ首位ヲ失ヒ
タリト述ヘ翌十九日ノ「ボストン」ハ右ヲ引用シ英國政治家
カ軍備ヲ極度マテ縮少セル事ノ無意味ナリシハ今ヤ明白ト
ナレリ英國ハ米国ノ例ニ倣ヒ建艦セサル可カラスト論シタ
ルカ同日「ビーティ」ハ海軍連盟晚餐会ニ於テ今日ノ海軍

力ハ英國カ大國トシテノ行動ヲ取り國際信賴心ノ回復ヲ促進セシムルニ不充分ナルノミナラス英國商船ノ航行ノ自由ヲ保障スルニ足ラス從来最少限度ト認メラシ巡洋艦七十隻ヲ倫敦條約ニ依リ五十隻ヲ以テ甘ンシ米國トノ均等ヲ約セルハ大失敗ニシテ過去數年間ニ於ケルカ如キ危險狀態ヲ此ノ上繼續スルコトハ断シテ不可ナリト述へ之等記事ハ新聞紙上ニ相當煽動的ニ取扱ハレ居レリ

要旨左ノ如シ

一、一般軍縮条約ノ基礎要綱ニ関スル件

米国軍縮全權ニ対シ最初ノ一般軍縮条約ノ基礎タルヘキ

最少限度ノ要綱トシテ現存軍備ノ大削減、再軍備中止、

一定期間内ニ於ケル攻撃的武器ノ廢止、軍費制限、現存

軍備及武器製造ニ対スル有効ナル監督並前各項ノ実行及

将来ノ軍縮準備ノ為ノ常設的委員会設置ノ六項目ノ達成

ヲ要望ス

二、海軍建造計画ニ関スル件

二億三千万弗ノ米国新海軍計画ハ再ヒ建艦競争ヲ誘致シ

世界軍縮ニ対スル由々シキ脅威ナリ右計画ヲ以テ失業救

濟ニ必要ナリトナス主張ハ尤モナルモ此ノ費用ヲ以テス

レハ此ノ目的ノ為メ他ニ建設的ニシテ採算取り得ル計画

ヲ樹立シ得ヘシ

三、「キューバ」国ニ対スル非干渉政策ニ関スル件

「キューバ」国ニ対スル非干渉政策ヲ支持シ並「プラツ

ト、アメンドメント」ノ廃止ヲ提案ス

四、蘇連邦承認ニ関スル件

蘇連邦ノ即時承認ノ主張ヲ再認ス

五、東洋諸国民特ニ日本人ニ対スル政策ニ関スル件

東洋移民に対スル「クオータ」適用ヲ懲通ス

過去二年間東洋ニ於テ日本ノ取り来レル軍國的政策ヲ強

ク非難シ不戦条約ニ背反スル手段ニ依リ樹立シタル事態

不承認ノ政府の方針ヲ支持ス

六、比島独立法案修正ニ関スル件

比島独立法ノ成立ハ欣快トスルモ関税協定ヲ互恵の且平

等のタラシムル様並陸海軍根拠地設置ニ関スル危險ナル

提案ヲ廃棄セシムル様之力修正ヲ提議ス

右 National Council for Prevention of War ハ十月

十六日ヨリ開催ノ連盟軍縮會議ヲ目標トシテ十月一日ヨリ

同月十五日迄ヲ軍縮運動期間トシ当國各地ニ於ケル平和團

体ヲシテ軍縮大会ヲ開催セシメ夫々其ノ決議ヲ寿府ニ電送

シ軍縮會議當局者ヲ鞭撻セシムルコトトシタルカ華府ニ於

テハ十月一日右軍縮大会ノ第一声ヲ挙ケ參会者約八百名、

前「コロラド」州知事「スウェート」司会者トナリ國務次

官「フイリップス」ノ國務長官「ハル」ノ「メツセージ」

代読アリタル上前記年次総会決定事項中一般軍縮條約ノ基

礎要綱トシテ採択セラレタル六項目ノ達成ニ付全力ヲ尽ス

ヘキコトヲ米国全權ニ要求スル趣旨ノ決議ヲ採択セリ

尚右十月一日ノ軍縮大会ニ際シ主催者タル National

Council for Prevention of War ヨリ本使宛招待状ヲ

送付越シタルニ付館員ヲシテ代ツテ出席セシメタル処右

Council ヨリ本使代表ノ派遣ヲ謝シタル上前記年次総会

決定事項中東洋諸國民特ニ日本ニ関スル政策ノ項ニ付特ニ

注意ヲ促シ度キ旨申越シタリ

以上何等御参考迄前記年次総会決定事項「テキスト」添付

報告申進ス

~~~~~

在米國出淵大使より

米国海軍協会より英國海軍協会に宛てた公開

状要旨について

昭和8年10月26日

昭和八年十月二十六日

在米

普通公第四四四号

（11月30日接受）

特命全權大使 出淵 勝次（印）



荒木陸相の極東平和會議招集案に関する米国  
の反響について

ワシントン 11月1日後発  
本省 11月2日後着

第七八〇号

荒木陸相カ福井ニ於テ新聞記者團ニ対シ極東ニ於ケル平和ヲ確立シ次回海軍會議ノ予備的協定ヲ遂クル目的ヲ以テ一九三五年前ニ米、英、仏、露、支那、印度、和蘭及満州國ヲ召請シ東京ニ極東平和會議ヲ開催スルノ考案ヲ公ニシ其ノ際不戦及九国両條約ノ改訂ヲ要スル事列國カ右會議迄ニ満州國ヲ承認セサル場合ハ同會議ニ於テ承認問題ヲ議ス可キ事ヲ述ヘ尚陸軍充実及第二次海軍補充計画ヲ行ハサレハ予算ノ赤字ハ直ニ黒字ニ変ス可キモ其ノ代リ極東ニ恒久的平和ヲ樹立スル望ハ失ハレ支那初メ亞細亞ノ諸民族ハ永久ニ白色人種ノ奴隸ト化シ去ラントス可キ事ヲ述ヘタル趣ノ三十日東京発「バイアス」特電ハ三十一日ノ「タイムス」紙上注意ヲ惹キタルカ一日華府「スター」及紐育「ヘラル

ド・トリビューン」ハ左ノ趣旨ノ論評ヲ為セリ  
華府「スター」  
從来何人モ荒木將軍ニ「センス、オブ、ユーモア」有リト思ハサリシモ今回ノ如キ考察ヲ發表シタル点ヨリ見レハ必スシモ「ユーモア」無キニ非サルカ如シ尤モ其ノ後ノ東京電報ニ依レハスル考案ハ正式ニ持出サレサル可シトノ事ナルカ荒木將軍ノ政府内ニ於ケル勢力並満州事件殊ニ満州國ノ出現ノ同將軍ニ負ヘル事實ニ照シ仮令差当リ日本政府カ前記會議開催案ニ余リ熱心ナラストスルモ今直ニ同案ハ实行セラレサル可シト云フハ尚早ナリ荒木將軍カ如何ナル動機ヲ以テ斯ル案ヲ發表シタルカハ世人ノ切ニ知ラントスル処ナルカ一説ニハ荒木陸相ハ會議案カ外國ニ於テ歡迎セラレサル場合此ノ事態ヲ捉ヘテ一九三六年ヲ以テ極東ノ危機ナリトスル自己ノ見解及陸海力ノ拡張ヲ行ヒ之ニ備フル必要アリトスル軍部ノ主張ノ正シキ事ヲ示ス材料ト為サントスルモノナラント謂ヘル他面若観前首相ハ何故ニ一九三六年カ危機ナルヤア了解シ難ク自分トシテハスル危機ノ到来ヲ信セスト言ヘル趣ナルカ世間ハ荒木將軍ノ好戦的予想ヨリモ此ノ意見ノ方ヲ強ク支持スヘシ西洋カ日本ト戦争シ

同國カ亞細亞大陸上ニ得タル領土的獲物ヲ取上ケントスルカ如キ事ヲ考フ可シトハ思ハサルカ列國カ世界和平及國際協定ノ神聖維持ノ為苦心シテ築上ケタル機構ヲ日本カ破壊シタル事ヲ正式ニ承認セシメントシテ招集スル東京會議ニ歐米諸國カ参加スヘシトモ同様思ハレサル事ヲ荒木將軍ハ知ラサル可カラス

紐育「ヘラルド・トリビューン」

現下世界ノ時事問題ニ於テ重要ナル役割ヲ演シ居ル人々ノ

内荒木將軍ハ蓋シ最モアカラ様ニ物ヲ言フ人ナルカ最近ノ

發言ハ西洋ヲ驚カス趣旨ハ余リ無ク主トシテ日本輿論ヲ刺

戟シ其ノ帝国主義的「プログラム」ノ遂行ニ資セントスルニ有リ即チ同將軍ハ日本ハ亞細亞ノ霸者タル運命ヲ有シ此

ノ運命ニ備フル為陸海軍力ノ充実ヲ計ル要有リトシ十二月

ノ議会開会ヲ控ヘ政党タルト議会タルトヲ間ハス苟モ軍拡

テ荒木將軍ハ會議召集案ナル「バルーン」ヲ打上ケ今後如何程迄容赦ナク政党政治家ヲ威圧スヘキカラ觀測スルモノナレハ其ノ目的ハ明カニ對内的ナリト雖モ來ル可キ冬期ニ

レ從テ之カ回復ノ能否及程度モ世界今後ノ状勢如何ニ

係ル所アル可シ

ト認メラルルコトノ二事ナリ

二、米国今回ノ大不況ノ原因ハ種々ノ点ヲ挙ケ得ヘキモ要スルニ資本ノ偏在ト其ノ活動ノ停滞ニ帰着セシムル事ヲ得ヘシ即チ大戦後ニ於ケル歐州ノ不況ニ依リ米国ト歐州トノ間ノ資本ノ交通弛緩ヲ來シタルニ加へ南米形勢悪転ノ結果同方面ニ對スル投資ノ回収困難ニ陥リタルト共ニ新投資ノ途モ閉塞シ為ニ国内ノ諸事業株ノ暴落ヲ來シ之ヲ所有シタル多数国民ノ生活難トナリ他面諸事業ノ不振ハ經濟活動ノ萎微ト相俟テ一般購買力ノ減衰ヲ來シ消費ノ減退ハ生産ノ大過剰トナリ茲ニ年ヲ追フテ未曾有ノ経済不況ヲ現出スルニ至レルモノナリ

三、米国カ天然資源及財力豊富ニシテ且ツ国家的基礎ノ堅実ナル事ハ今更詳述ヲ要セサル処ナルカ叙上数年来ノ大不況ニ依リ其ノ根源ノ機能ヲ發揮スル上ニ多大ノ障害ヲ來シ國力ノ運転円滑ヲ欠クニ至レルハ數ノ免レサル処ナルモ之カ為國力ノ根源其ノモノニハ格別ノ損傷ヲ受ケ居ラサルモノト認メラレ從テ今ヤ米国ノ經濟状態ハ頗ル沈

レト」ヲ中心トスル資本家ノ独裁政治ヲ現出スヘシトカ種々ノ悲觀論ヲ為スモノアルモ米国ノ歴史及国民性ニ鑑ミ斯ル判断ハ未タ早計ニ失スルモノト思考セラル

五、然レトモ米国今回ノ不況カ世界的不況カノ他外界ノ状勢ニ依ル所鮮カラサルコト前記ノ如クナル以上世界ノ状勢未タ樂觀ヲ許ササル今日米国獨力ニテ国内ノ不況ヲ完全ニ克服スルノ困難ナルハ殆ト疑ノ余地無シ殊ニ目下ノ復興諸施設ノ遂行上ニハ往電第七七五号所述ノ如キ種々ノ難問題ヲ伴フ關係上一擧ニ其ノ効果ヲ收ムコトハ到底期待シ得ス（現ニ「ロ」大統領モ往電第七五七号演説中ニ於テ政府ノ復興政策ハ短日月ニテ目的ヲ達スルハ不可能ニシテ一年又ハ二年乃至三年ヲ要スルコトモアル可シト公言セリ）公平ニ見テ右政策カ如何ナル程度迄成功スルヤノ見極メハ茲両年内ハ決シ難カル可ク尚又現下ノ復興諸施設カ大統領所期ノ目的ヲ達シ得タリト仮定スルモ世界ノ状勢ニ格別ノ変化無キ限り米国カ近ク直ニ往ルル処ナリ

六、翻ツテ米国ノ經濟財政状態ト海軍問題ノ将来トノ関係

滞ニ陥リ居ルモ國力自体ハ左シタル影響ヲ受ケ居ラサルモノト断セサルヲ得ス

四、目下米国政府ノ遂行シツツアル經濟復興政策ハ單ナル經濟不況ノ克服ニ止マラス經濟乃至産業組織ノ根本機構ニ對シ相当顯著ナル変革ヲ加ヘントスルノ趣旨ニ出ツルモノナル事隨時報告セル通ニシテ其ノ如何ナル程度迄成功スヘキヤハ目下ノ處尚見透シヲ付ケ得サル処ナルカ右政策ハ現大統領ノ一枚看板トシテ必死ノ努力ヲ注キ居ルモノタルニ加ヘ其ノ成否ハ民主党将来ノ浮沈ニモ関連スル処ナルヲ以テ之カ遂行ニハ現政府トシテ總ユル手段ヲ講シ一施設ニ失敗セハ更ニ他ノ施設ヲ以テ必死ノ努力ヲ傾注スルモノト觀ラルノミナラス累年ノ不況ヨリ救ハレントスル米國民一般ノ強烈ナル念願ニ想到セハ今後トモ或程度迄輿論ノ支持ヲ得ヘキコト大体確実ト觀ルヲ得ヘク從テ相当ノ成功ヲ収ム可キハ殆ト疑ヲ容レス諸施設中ノ一タル所謂N・R・Aノ成否ノミヲ以テ全般ノ政策ノ将来ヲ断シ難キハ勿論ナルカ民間一部ニハ右一般政策ノ成功ヲ危ミ其ノ不成功ニ終リタル暁ニハ米国内ニ民衆的ノ一大革命起ル可シトカ又反対ニ「ウォール、ストリ

ニ付考察スルニ目下米国ニ於テハ政府当局ハ素ヨリ民間モ復興問題ニ熱中シ居リ殆ト他ヲ顧ルノ暇無ク從テ國際問題乃至軍縮問題等ニ余リ熱心ナラサルハ事実ナリ然レ共此ノ状勢カ一九三五年ノ軍縮會議當時迄モ持続セラルモノト即断スル事ヲ得ス蓋シ同會議ノ頃迄ニハ現下ノ復興諸施設モ兔モ角モ或程度ノ成果ヲ挙クルニ至ル可ク殊ニ一九三六年ノ大統領改選ヲ控フル關係上民主黨ノ対内政策モ加ハリ同會議ヲ前ニシテ海軍問題ニ關スル論議朝野ニ擡頭シ来ル可キハ想像ニ難カラス現ニ米国政府カ曩ニ条約所定ノ限界ヲ目標トシテ相當大規模ノ建艦其ノ他ノ増勢計畫ヲ樹テ之カ費用ヲ復興計畫中ノ公共土木事業費ニ仰ク事ニ決定シタルニ對シ海軍連盟等民間有力団體並有力新聞紙等モ殆ト例外無ク右政府ノ政策ニ支持ヲ与ヘツツアルハ海軍問題ニ關スル米国官民ノ意向ノ一端ヲ窺フニ足ルモノアリト思考セラル

七、一九三五年ノ軍縮會議カ仮ニ決裂ニ終リタル場合米国カ建艦競争ヲ行フニ至ルヘキヤ否ヤノ問題ニ付テハ今日素ヨリ輕々シク断言スルコトヲ得サル次第ナリ米国ニハ極端ナル平和論者アルト同時ニ大海軍論者モ鮮カラス兩

者ハ何レモ背後ニ相当ノ勢力ヲ有シ居リ右両者ノ主張ヲ巧ニ誘導シテ国策ノ樹立遂行ニ当ルヘキ政治家カ特定ノ場合ニ如何ナル見解ニ支配セラルヘキヤハ其ノ時々ノ外ノ状勢如何ニ依リ定マルヘシ然レ共現大統領ノ経歴及性格並民主党ノ対内的立場ニ鑑ミ海軍力ノ充実ヲ計リ優越ナル於ケル新事態ノ発展ニ鑑ミ海軍力ノ充実ヲ計リ優越ナル実力ヲ擁スルノ必要アリトノ見解最近米國有力政治家筋ニ高マリツツアル事実並近時英國ニ於テ徐々抬頭シツツアル建艦熱等ヲ総合シテ判断スルニ米國トシテハ必スヤ或程度ノ建艦競争ニ出ツヘキコト疑ヲ容レサル處ナリ況ヤ前記ノ如ク米國ノ國力自体ハ今回ノ不況ニ依リ本質的ニ損傷セラレ居ラサルノミナラス復興諸施設モ兩三年間ニハ相當ノ成績ヲ収ムノト期待セラレ旁之ヲ行ハントセハ行ヒ得ルノ実力ハ優ニ備ハリ居ルモノト認メラルルニ於テオヤ

八、之ヲ要スルニ米國現下ノ復興諸施設ハ幾分ノ効果ヲ挙ケ居ルモノト認メラルモ之ニ依リ經濟財政状態カ近キ将来ニ於テ跳躍的進展ヲ來スヘシトハ考ヘラレサルト同時ニ米國ノ國力自体ハ今回ノ不況ニ依リ別段減損ヲ來シ重キヲ置ク傾アルハ注意ニ値ズ

之ヲ明後年海軍會議ニ對スル我立場ヨリ考フルニ日本ハ同會議ニ於テ只サヘ英米二國ノ連合ヲ相手トシ頗ル苦境ニ陥面ノ不安ニ對スル何等カノ対抗勢力ヲ固メントスルニ努力スヘキハ想像ニ難カラサルカ故ニ動機ノ如何ニ拘ラス我ニ於テモ深甚ノ考慮ヲ払ハサルヲ得サル次第ニシテ仏國始メ大陸ノ新聞カ英米新聞ニ比シ一段本件接近ノ政治的動機ニ重キヲ置ク傾アルハ注意ニ値ズ

齋ラササル筈ナク殊ニ蘇側ハ米トノ親善關係ヲ利シ極東方面ノ不安ニ對スル何等カノ対抗勢力ヲ固メントスルニ努力スヘキハ想像ニ難カラサルカ故ニ動機ノ如何ニ拘ラス我ニ於テモ深甚ノ考慮ヲ払ハサルヲ得サル次第ニシテ仏國始メ大陸ノ新聞カ英米新聞ニ比シ一段本件接近ノ政治的動機ニ重キヲ置ク傾アルハ注意ニ値ズ

居ラサルヲ以テ其ノ經濟財政ノ「ボテンシアリティ」ハ依然絶大ナルヲ失ハス從テ單ニ表面ニ現レタルモノノミヲ見テ米國ノ國力ヲ計リ軍縮會議決裂ノ場合製艦競争ヲ遂行スルノ力ナキニ至ルヘシト即断スルカ如キハ甚タ肯綮ニ當ラサルモノト思考ス

英ニ転電シ英ヨリ在欧各大公使、軍縮全權へ転電又ハ略送セシム  
居ラサルヲ以テ其ノ經濟財政ノ「ボテンシアリティ」ハ依然絶大ナルヲ失ハス從テ單ニ表面ニ現レタルモノノミヲ見テ米國ノ國力ヲ計リ軍縮會議決裂ノ場合製艦競争ヲ遂行スルノ力ナキニ至ルヘシト即断スルカ如キハ甚タ肯綮ニ當ラサルモノト思考ス

18 昭和8年11月3日 在ベルギー國佐藤大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

時局に關し軍縮の立場より意見上申について  
第七七号(極秘)  
十月三十日本使壽府ヨリ帰任貴電合第一九五一號ノ外日蘇  
關係ニ閔スル大田大使ノ意見上申ノ電報等熟読ノ機會ヲ得  
タル處時局ニ付主トシテ軍縮ノ立場ヨリ卑見左ニ開陳ス  
米大統領ノ十月二十日付對蘇通牒ハ其ノ直接ノ動機カ米國  
當面ノ經濟問題ニアリタルニセヨ米蘇接近カ政治的意義ヲ

國カ共通ノ不安ヲ感スル以上米蘇相携ヘテ日本ヲ孤立セシ  
メントスル動ヲ見ルヘキハ蓋シ自然ノ數ニシテ明後年海軍  
會議迄此形勢持続センカ米ハ之ヲ利シ我ニ強大ナル圧迫ヲ  
加ヘントスヘク又仮令米國ニ故意ナシトスルモ我ニ於テ孤  
立ノ重圧ヲ感スヘキハ免レ難キ所ナリ而シテ英國ハ最近事  
毎ニ米ニ追従セントスル氣配顯著ニシテ極東ニ於ケル日本  
ノ活躍ニ盲従シ得サル彼トシテハ寧ロ米蘇接近ニ好意ヲ有  
スヘキノミナラス世界各地ニ有スル侮り難キ經濟的勢力ヲ  
利用シ我ニ當ラントスルコトアルヘキハ覺悟セサルヲ得ス  
英國ノ将来ニ善処セントスル者宜シク現下ノ形勢ヲ馴致セ  
ル所以ヲ極ムヘクスクリシテ少クトモ包围ノ一廓ヲ崩スニ非  
サレハ海軍會議ニ於ケル形勢ヲ多少ニテモ我方ニ有利ニ転  
換セシムルコト不可能ナルヘキ處貴電合第一九五一號ノ閣  
議決定ハ米蘇接近ノ新事態發生前ニ為サレタルニ拘ラス既  
ニ支、蘇、米三國カ将来ノ國際會議ニ於テ連繫スルコトア  
ルヘキヲ予見セラレ外交的手段ニ依リ此ノ一部ニテモ我ニ  
引付クルヲ得策トセラレタルハ期セスシテ卑見モ之ト軌ヲ  
一ニシタル次ニシテ欣幸ニ存スル所ナリ

一、満州問題解決當時列国皆我突進的態度ヲ否認セルニ拘ラス直接受我ニ圧迫ヲ加フルヲ得ス焦燥セルコト

二、我軍備充実ノ声大ニシテ英、米、蘇ヲシテ不安ヲ感セシメタルコト

三、日蘇關係緊張殊ニ北鉄売却交渉長引キ空氣益々悪化セルコト

四、我對外輸出ノ圧倒的ナルコト

等ノ數項ヲ挙ケ得ヘク此ノ中二ノ軍備充実ハ國防ノ根本義ニ触レ本使等ノ容喙ヲ許サス又極東現下ノ情勢ハ之カ實現ヲ余儀ナクスルモノナランモ其ノ程度如何ハ直ニ隣邦ニ不安ヲ与ヘ彼ノ軍備拡張ノ口実ニ供セラルヘキハ防止シ難キ所ニシテ隣接國軍備ノ相対性ヨリ考ヘ寧ロ彼我共ニ失フ所多カルヘク而シテ我ヨリ他ノ神經ヲ刺戟シ軍備競争ノ素因ヲ造ルヤノ印象ヲ与ヘ若ハ彼等ヲ驅リテ互ニ結束セシムルカ如キ結果ヲ齎スハ此際時機ヲ得タルモノニ非サルヘシ

四、斯ノ如キ隣邦ノ不安ヲ緩和シ我亦安全感ノ増大ヲ得テ以テ軍縮會議ニ臨ミ得ル最善ノ政治の方策ハ関係國間不可侵条約ノ締結ニアルヘキモ太平洋ノ不可侵条約ハ日米關係ノ現状ヲ以テシテハ遺憾乍ラ急速実現困難ナルヲ思ハシム

(在米大使発大臣宛第七四六号参照)然ラハ蘇連トノ不可侵条約締結ハ遺憾乍ラ我カ對蘇連國策ニシテ「バイカル」以東占領若ハ緩衝國ノ設立等所謂積極主義ニ終始セントスルモノナルニ於テハイサ知ラス苟モ満州ニ王道ヲ布キタル以上極東露領ニ對シテモ我方態度ハ公明正大ナラサルヘ力國ノ蒙ル迷惑大ナルハ事實ナルモ去リトテ共產主義國撲滅ヲ旗印トシ蘇連ト事ヲ構フル場合ニ於テモ大戰後戰爭ヲ蛇蝎視スル歐米輿論ヨリスレハ日本ノ積極的行動ハ何レノ國ヨリモ非難セラルヘク連盟脫退後日本トシテハ斯ノ如キ不人望ノ戰争ハ極力之ヲ避ケサルヲ得ス

果シテ然ラハ国情ノ相違主義主張ノ懸隔アルモ我ハ親露政策ニ転シ早キニ及ンテ彼ト不侵略條約ヲ締結スヘキ筋合ト思考セラレ(尤モ此場合共產主義宣伝ノ絶対禁止ヲ条件トスヘキハ勿論同主義ノ伝播ニ對シ嚴重ナル国内的手段ヲ講スヘキハ當然ノ義ナリ)貴電御方針中日蘇滿蘇間ノ關係ヲ円滑ナラシメ此際蘇連トノ衝突ヲ避クルコト極メテ肝要ナリト断セラレタル御趣旨モ正ニ此ノ見地ニ基ク次第ト拝察ス

而シテ不可侵略條約締結ニ成功セハ北鉄買収問題ノ如キハ比較的容易ニ解決シ得ヘク滿ノ安定ハ茲ニ端ヲ發シ後顧ノ憂除カルヘキニ拘ラス蘇連側ヨリ不可侵條約ノ提議ニ接シテヨリ既ニ長日月ヲ経過シ帝國ノ態度依然判明ヲ欠キ加フルニ北鉄交渉亦空シク遷延シ種々ノ瓦解紛争ヲ重ヌルノ実情ナルハ誠ニ帝國ノ為ニ惜ムヘキ所ナリトス唯不可侵条約ノ如キ政治的重要性ヲ帶フル問題ニ対シテハ帝國政府ニ於テ輕々御決定相成難シトセハ誠ニ已ムヲ得サル次第ナルモ(之トテ日米間ニハ不可侵条約ヲ希望シ日蘇間ニハ之ヲ躊躇セントスルニ於テハ帝國政府ノ主義一貫セサル嫌アルヘシ)

北鉄買収問題ニ至リテハ結局価格ノ問題ニ過キス帝國政府ノ御決心次第ニテハ文渉纏り得ヘキ性質ノモノニテ元来北滿ヨリ蘇ノ勢力ヲ駆逐スルハ我ニトリ評価シ難キ政治的優越ヲ意味シ我ハ北滿ニ抜ク可カラサル地歩ヲ占ムヘキト時ニ蘇トノ紛争原因除去セラレ少クトモ此ノ方面ニ於テ安心ヲ得ヘキニ反シ現在ノ如キ交渉続行セラレンカ蘇連人ハ素ヨリ一般欧米人ニ対シテモ日本ハ蘇連ノ弱味ニ付込ミ極端ナル価格ヲ提供シ場合ニ依リテハ北鉄ノ經濟的自滅拋棄シ

ノ御決心次第ニテハ文渉纏り得ヘキ性質ノモノニテ元来北滿ヨリ蘇ノ勢力ヲ駆逐スルハ我ニトリ評価シ難キ政治的優越ヲ意味シ我ハ北滿ニ抜ク可カラサル地歩ヲ占ムヘキト時ニ蘇トノ紛争原因除去セラレ少クトモ此ノ方面ニ於テ安心ヲ得ヘキニ反シ現在ノ如キ交渉続行セラレンカ蘇連人ハ素ヨリ一般欧米人ニ対シテモ日本ハ蘇連ノ弱味ニ付込ミ極端ナル価格ヲ提供シ場合ニ依リテハ北鉄ノ經濟的自滅拋棄

ヲ待タントスルモノナルヤノ感想ヲ与フヘク大国ノ襟度トシテ遺憾無キ能ハス加之今後紛議倍加ノ結果之カ反動トシテ米蘇關係ヲシテ益々緊密ナラシムヘキノミナラス蘇連ハ西欧隣邦トノ不可侵條約及近ク与ヘラルヘキ米ノ承認ニ力ヲ得或ハ彼ヨリ売却交渉打切ノ挙ニ出ツルヤノコト無キヲ保セス此ノ場合既ニ猜疑的目ヲ以テ我ヲ非難セントスル一般輿論ハ蘇連ニ同情シ我ハ意外ノ不利ニ陥ル無キヤヲ惧ル本問題ハ單ニ日滿間地方的問題トシテノミ考フ可カラス帝國ノ将来ニ影響スル所甚大ナルヲ思ハシム

歐米各地ニハ今尚日本ニ友好的ナル輿論アリ唯日本ノ将来執ルヘキ態度如何ニ依リテハ之亦沈黙ヲ余儀無クセラレ日本弁護ノ余地無キニ至ルヲ惧ル以上ハ政府ニ於テモ篤ト御考察ノ儀ト存スルモ明後年海軍會議ヲ控ヘ出来得ル支ケ孤立ヲ避クヘク尠ク共日蘇間關係丈ケニテモ好転ニ努ムヘキモノト思考シ敢テ卑見上申ス但シ貴電合第一八五四号所謂怪文書發表事件カ上述ノ次第ニシテ如何ナル影響ヲ及ホスヘキヤ同事件ノ詳細ヲ知悉セサル本使ニ於テ判断シ兼ヌル所ニシテ卑見ニ対スル取捨緩急ハ一二閣下ノ御裁量ニ任せシトス

19 昭和8年11月4日 在米国出淵大使より

広田外務大臣宛(電報)

**太平洋岸の米国艦隊を大西洋岸に移動せしむる米国海軍省の意向について**

ワシントン 11月4日後発  
本 省 11月4日後着

## 第七八三号

一、太平洋岸方面ノ旅行ヨリ帰華セル海軍長官ハ三日午後新聞記者ニ対シ太平洋岸ノ米国艦隊ヲ大西洋岸ニ移動セシムル意向アルヲ仄シタルカ午後四時ノ新聞記者会見ニ於テ大統領ハ来春太平洋ノ艦隊ニ対シ大西洋巡航ヲ命スルニ決シタルカ其ノ理由ハ大西洋岸航海ノ練習並ニ海軍將卒ノ家庭訪問ノ二ナル旨声明シタリ詳細ハ未タ決定セ

サル趣ナルモ太平洋岸出発時期ハ略五、六月頃ト見ラレ

十月末頃迄ニハ再ヒ太平洋岸ニ帰還スヘシト伝ヘラル

## 二、海軍省側ノ予測トシテ伝ヘラル所ニ依レハ

(一)本計画ハ潜水艦「サンディイゴ」ノ根拠地航空隊及 overhauling セラルヘキ予定ノ艦船ヲ除キ艦隊ノ各

## 第七八六号

十一月六日諸新聞ハ当国海軍省カ大体左記ノ如キ艦船建造計画ヲ作製中ニシテ決定ノ上ハ来春議会ニ提出ノ手続ヲ執ルコトトナルヘキ旨報道シ居レリ

(一)新ニ一年計画トシテ経費九千万弗乃至一億弗ヲ以テ六時砲巡洋艦数隻(多分五隻)ノ建造ヲ行フコト

(二)長年月ニ亘ル組織的ナル代艦計画ヲ樹立スルコト  
(三)最近数年ニ於ケル代艦事業ノ遲延ヲ補フ為シ当リ来年度ニ於テ約一億五千万弗ノ経費ヲ以テ代艦建造ヲ行フコト(多分駆逐艦及潜水艦)

(四)建艦計画ニ付隨シ兵員ノ増加ヲナスコト(一千名説アリ)

右建造計画ハ目下ノ処未タ試案ノ域ヲ脱セス決定迄ニハ相

当変更アルヤモ知レサル趣ニシテ仮リニ右計画実現スルモ

倫敦条約ノ終期タル一九三六年末ニ於テハ米國ハ尚条約所

定ノ全量ニ達スルコトヲ得サルモ海軍当局ノ希望スル処ハ

右時期迄ニ条約所定量ノ全量ヲ建造中若クハ建造費充當済ノ状態ニ置カントスルニ在リ条約所定量ノ完全ニ実現セラ

32

艦ヲ大西洋岸ニ移動セシムルモノニシテ即チ移動セラルモノハ(1)戦艦九乃至十(「ニューメキシコ」、「ミシシッピー」、「ワイオミング」ハ目下大西洋岸ニ在リ)(2)航空母艦「レクシントン」、「サラトガ」、「ラングレー」ノ三(ハ)重巡七乃至八(3)軽巡七乃至八(4)駆逐艦五十(5)補助艦十六(Tenders 外九艦及曳船八或ハ十ヲ含ム)ナルヘク

(2)右大西洋岸移動ハ亞細亞艦隊並ニ中米沿岸ニテ特別任

務ニ從事シ居レルモノハ何等関係無ク從テ太平洋岸ニ依然残留スルモノハ(1)戦艦三或ハ四(2)重巡二或ハ三(3)軽巡一或ハ二(4)駆逐艦十五(5)艦載潜水艦六ナルヘク

(3)大西洋岸ヘ帰還スル人員ハ合計約五万人(内士官四五百人)残留スルモノ合計約一万二千人(内士官九百人)ナルヘシトノコトナリ

20

昭和8年11月6日

在米国出淵大使より

広田外務大臣宛(電報)

## 米国の建艦計画に関する新聞報道について

ワシントン 11月6日後発  
本 省 11月7日後着

## 第七八六号

今回ノ建艦計画立案ニ当リテハ長年月ニ亘ル建造計画ヲ以テスルヲ可トスル意見一部ニ行ハレタルモ先ツ右(一)年建造計画ヲ提供シタル上代艦ニ関スル一般的の承認ヲ獲得スルガヨリ実際的ナリトスル意見勝ヲ制シタル趣ニシテ又右一年建造計画経費ハ来春議会ニ於テ増額ヲ請求セラルヘシト取沙汰セラルル公共事業費額中ヨリ容易ニ支弁セシメ得ヘシトノ意見アリタルモ右増額ノ不確定ナルヲ懸念セル当局ハ議会ニ直接請求スルコトニ傾キタルモノナリト言フ尚又往電第六一六号戦闘艦五隻ノ改装費七千七百万弗ニ関シテハ海軍当局ハ公共事業費中ヨリ支出承認取り付ケ方努力継続中ノ旨伝ヘラル

21 昭和8年11月15日

在英國松平大使より

広田外務大臣宛(電報)

## 英國海軍次官の下院において述べた巡洋艦建

## 造計画の変更について

ロンドン 11月15日後発  
本 省 11月16日前着

十四日下院ニ於テ海軍大臣ハ既定計画ニ依レハ

Leander 級巡洋艦（七一五〇噸、六吋砲八門）一隻及  
Arethusa 級巡洋艦（五四〇〇噸、六吋砲六門）三隻ヲ  
建造スルコトトナリ居ル処英國力率先主張セル比較的小型  
巡洋艦ヲ建造スルノ主義ハ他國ノ倣フ処トナラス日本ハ一  
九三一年六吋砲十五門ヲ有スル八五〇〇噸ノ巡洋艦二隻ノ  
建造ニ着手シ又將ニ同型ノモノニ隻ヲ起工セントシツツア  
ルノミナラス更ニ二隻（合計六隻）ノ建造計画中ナリ他方  
米国ハ六吋砲十五門ヲ有スル一万噸巡洋艦四隻ヲ建造スル  
計画ナルコトヲ表明セリ從テ英國カ既定計画ヲ遂行ストセ  
ハ新造艦ハ他國ノモノニ比シ劣勢ナルコト明瞭ナル一方倫  
敦条約ニ依リ總噸数ノ制限アルニ顧ミ已ムヲ得ス本年度ノ  
計画ヲ変更シ約九千噸（砲數モ増加ス）ノ新型巡洋艦二隻  
及 Arethusa (型) 九隻（約五一〇〇噸）ヲ建造スルコ  
トトシ度ク之ニ依リ何等本年度経費ノ増加ヲ見ルコト無カ  
ルヘシ尚日米ノ前記建艦ハ倫敦条約ニ依リ其ノ権利ヲ認メ  
ラレ居ルモノナルカ英國トシテハ依然大型艦ノ数ヲ出来得  
ル限り制限シ且将来建造セラルヘキ巡洋艦ノ最大噸数ノ低  
下ニ努力スルノ方針ナリト述ヘタリ

軍縮全權、米、仏、白ニ転電セリ

#### 紐育「タイムス」(十六日)

日英米建造計画ノ動機カ「ブレペードネス、オブ、ディ  
フェンス」（脱）ニ在ルコト明カトナラサル間ハ之ヲ製艦  
シ得ヘキモ日本ハ其ノ対支侵略政策ノ結果ヲ防護スル為  
陸、海兵力ノ拡張ヲ必要トスヘキニ加ヘ同國カ倫敦条約所  
定全量迄艦船建造ヲ敢行シタルノミナラス一九三五年軍縮

會議ニ於テ英米ニ対スル「パリティー」ヲ主張スヘキ旨ヲ  
声明シタル等ノ事実ニ鑑ミ東京ニ於テ軍部カ支配權ヲ握ル  
限り歐米諸國ハ日本ノ野望ニ無関心ナルヲ得ス即チ亞細亞  
ニ大ナル利害關係ヲ有シ殊ニ印度ニ於テ通商上日本ノ競争  
ニ遭ヒツツアル英國ハ其ノ利益ヲ防禦セサル可カラス比島  
ノ安否並支那ノ門戸開放ニ利害關係ヲ有スル米國モ亦同様  
ノ地位ニ在リ有事ノ際日本ヲ抑制シ得ルモノハ只海軍力ニ  
依ル圧迫ノミナリ

華府「レスチャード」（十六日）

海軍條約ニ抵触セサル限り英國自身適當ト認ムル建造計画  
変更ニ對シテハ米國政府ハ何等争フ可キ筋ニ非ス云々

22 昭和8年11月17日 在米国出淵大使より

廣田外務大臣宛（電報）

#### 英國巡洋艦建造計画変更に関する同国新聞論 調について

ワシントン 11月17日後発  
本 省 11月18日前着

第八二一号

英発閣下宛電報第六四〇号ニ閲シ

英國巡洋艦建造計画変更ニ關スル當國新聞論調左ノ如シ  
紐育「ヘラルド・トリビューン」（十六日）  
英國政府ハ日米両國ノ不當ナル政策ニ依リ遂ニ大巡洋艦建  
造ヲ余儀無クセラレタリト世界ニ吹聴スルハ利他主義ノ美  
名ニ隠レ自國ノ必要ヲ主張スル英國伝統ノ現レニシテ此ノ  
際徒ニ自己ノ正義ヲ主張スルハ余計ノ業ナリ条約ノ範囲内  
ニ於テナラハ大型ニセヨ小型ニセヨ艦船建造ハ素ヨリ英國  
ノ自由ニシテ米國ハ何等之ヲ批評スルノ意思無ク同時ニ米  
國カ數年来遲延シ來レル艦船建造ヲ新ニ促進スルニ至リタ  
リトテ其ノ条約ノ範囲内タル限り他ヨリ咎メ立テセラル可  
キ理由無シ

23 昭和8年11月20日 在米国出淵大使より

廣田外務大臣宛（電報）

#### 米国海兵増員に関するスワンソン海軍長官の 談話について

ワシントン 11月20日後発  
本 省 11月21日前着

第八三〇号

新聞所報ニ依レハ海軍長官「スワンソン」ハ予算局ニ対シ  
下士官兵五千三百人及海兵二千人ノ増加承認ヲ請求シ居ル  
趣ニシテ右ハ「フーバー」政府時代一九三〇年十月以来下  
士官兵ヲ八万四千五百人ヨリ七万九千七百人ニ海兵ヲ一万  
八千人ヨリ一万五千人ニ減員セラレ来レルヲ略減員前ノ状  
態ニ迄回復セントスルモノナル處未タ予算局ノ決定無キモ  
同局ハ右要求ニ對シ同情的意向ヲ有スルモノノ如クナルヲ  
以テ其全部ノ承認無キ迄モ多少ノ増員ハ有ルモノト觀測セ  
ラレ居レリ尚海軍當局ハ右人員増加ヲ以テシテモ尚艦隊所  
要人員ノ八十五「ペーセント」ヲ充スニ過キスト語リ居ル  
趣ナリ

24 昭和 8 年 11 月 21 日 在米国出淵大使より  
広田外務大臣宛(電報)

## 米国海軍の海兵増員要求に対し予算局の回答

について

第八三七号  
往電第八三〇号ニ関シ

二十日予算局ハ海軍側要求ノ半分ヲ是認シ下士官兵二千五百、海兵一千ノ増員ニ要スル費用ヲ来春議会ニ請求スルニ決定セル趣ナリ

25 昭和 8 年 11 月 23 日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

## 英國海軍連盟に対する米国海軍連盟の公開状

について

ロンドン 11 月 23 日後発  
本省 11 月 24 日前着

二十三日ノ当地一二新聞ノ報スル処ニ依レハ米国海軍連盟

第六五九号

ノ事実ニ依リ裏書セラル而シテ米国海軍力ニ対スル英國現在ノ方針ハ失敗ニ帰スヘキ處英國力尚之ヲ固執スルニ於テハ世界ノ情勢安定ヲ目的トスル両國ノ協定ニ対シ米国民ヲシテ反対乃至妨害セサルヲ得ストノ氣分ヲ起サシムルニ至ルヘシト述ヘ居レルニ対シ英國側連盟會長「ロイド」卿ハ右書状ハ理事会ニ通報セラレ理事会ハ興味ヲ以テ閲読シタル旨回答ヲ発セル趣ナリ  
米ヘ転電セリ

26 昭和 8 年 11 月 30 日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)日本の予備交渉提案意向に関するロイター記  
者質問についてロンドン 11 月 30 日後発  
本省 12 月 1 日前着

第六六八号

二十九日當地路透記者本使ニ面会ヲ求メ日本ヨリノ電報ニ依レハ日本ハ米国ニ対シ海軍縮問題ニ關シ予備交渉ヲ開始スルノ提案ヲ為スノ意向アル由ナルカ右ハ事実ナリヤトノ質問ヲ為セリ

軍縮問題に関する対米予備交渉説につき新聞  
記者への説明

本省 12 月 1 日 8 時発

第三四七号

ハ強硬ナル公開状ヲ英國海軍連盟ニ送リ其中ニ於テ米国力当然権利ヲ有スル海軍力均等実現ニ必要ナル海軍ノ計画ニ對シ英國側ヨリ要求乃至提議ニ接シタルコトハ問題ヲ複雜ニシ造艦競争ヲ避クル為英米間ニ一層緊密ナル諒解ヲ必要且望マシトスル米国民ノ意向ヲ頓挫セシメタリ米国ハ一九二一年ノ海軍會議ニ於テ犠牲ヲ払ヒ居ルニ拘ラス「サイモン」ハ既ニ契約済ノ六時砲一万噸巡洋艦建造ヲ不適當ナリト解ストノ勧告ヲ米国政府ニ致セリ右起工計画ハ條約ノ許ス範囲内ノモノニテ何等抗議セラルヘキ筋合ノモノニアラ吾人ハ右英國ノ通牒ハ一九三五年ノ會議ニ於テ主力艦及巡洋艦ノ噸数ヲ低下セシムルカ為ノ対米宣伝ノ口火ヲ切リタルモノト解釈セサルヲ得サルカ右要求ハ米国ヲシテ英國ノ敵タルヲ得サラシメ極言スレハ之ヲ属国扱ニスルモノナリ米国民ハ英國政治家カ一方ニ於テ英米戦争ノ絶無ヲロニシ乍ラスル戦争ヲ常ニ想像シ居ルモノナルコト明カナルノミナラス米国カ戦争ヲナシ英國カ中立ヲ守ル場合英國カ其結果ニ対シ無関心ナリトノ結論ヲ遺憾乍ラ下ササルヲ得ス右結論ハ米国ノ商船ニ対スル補助金ニ対シ英國側カ反対スルニ与フル如キ通信ハ目下ノ状況ニ於テ当国人感情ニ対シ機微ナル影響ヲ与フル惧アリ路透通信員ノ質問ノ口吻モ此ノ辺ノ心理状態ヲ示セルモノト感知セラレタルニ付右御含置ヲ請フ

米ヘ転電セリ

27 昭和 8 年 12 月 1 日 広田外務大臣より  
在英國松平大使宛(電報)軍縮問題に関する対米予備交渉説につき新聞  
記者への説明

本省 12 月 1 日 8 時発

二十八日大臣ハ外務省出入記者トノ定期会見中質問ニ対シ一般的国際會議ニ付テハ最近諸會議ノ経験ニ鑑ミイキナリ多數諸國間ノ會議ヲ開催スルヨリモ先ツ特定問題ニ直接関係ヲ有スル一、三国間ニ腹蔵ナキ会談ヲ為スコト一層有効ナルヘキ趣意ヲ答ヘタルニ二十九日ノ諸新聞ハ之ヲ特報シ其ノ内ニハ之ヲ敷衍報道シタルモノアリシ為同日ノ外国新聞記者定期会見ニ於テ外国新聞記者ヨリ質問アリタルニ對シ情報部長ハ右ノ趣意ヲ明ニシ同時ニ右ハ日本政府ニ於テ具体的提案ヲ決定シ居ルトノ意味ニアラス又何レノ政府ニ對シテモ未ダ何等提案シタルコトナキ旨答ヘタル趣ナリ米ヘ転電セリ

28 昭和8年12月2日 広田外務大臣より  
在米国松平大使宛（電報）  
貴電第六六八号ニ閲シ

#### 軍縮問題に関する対米予備交渉開始説について

本省 12月2日16時10分発

第三四六号

貴電第六六八号ニ閲シ

モ有効ナル方法ナリトノ意見ナリト報シ同シク「アイ・エヌ・エス」ハ広田外相ノ談ニ依レハ大国力連盟ニ望ミヲ絶チ又最近ノ国際會議カ何レモ失敗ニ帰セルニ鑑ミ日本トシテハ個別的交渉ニ依リ米、支、露等ノ諸国トノ関係ヲ調整スル意向ヲ有スト報シ何レモ去ル三十日ノ当方面ニ三新聞ニ掲載セラレタルカ昨今一般ノ注意カ国内財政経済問題ニ注カレ居ル為カ此ノ種報道ニ対スル反響ノ見ルヘキモノ殆ト無ク僅ニ三日費府「パブリック・レツジャー」カ社説欄ニ於テ倫敦経済會議軍縮會議何レモ失敗シ連盟又瓦壊ノ兆アルハ国際會議ニ依リ外交問題ノ解決ヲ為ス「システム」ニ対スル一大打撃ニシテ日本カ個別的ニ米国トノ間ニ太平洋和維持ニ付諒解ヲ遂ケントスルハ少クモ差シ向キ一良法タラント論シタル位ナリ尚去ル一日「フィリップス」國務次官ハ新聞会見ノ際一記者ヨリノ前記「アイ・エヌ・エス」報ニ閔スル質問ニ対シ全ク「ノン・コンミツタル」ナ答弁ヲ為セル趣ナルカ軍縮係ノ「モファット」西欧部長モ同様何等意見ノ開陳ヲ避ケタル趣ナリ

英ヘ転電セリ

英ヨリ連盟在欧各大使ヘ転電アリ度シ

ナルヘキ趣意ヲ答ヘタルニ二十九日ノ諸新聞ハ之ヲ特報シ其ノ内ニハ之ヲ敷衍報道シタルモノアリシ為同日ノ外国新聞記者定期会見ニ於テ外国新聞記者ヨリ質問アリタルニ對シ情報部長ハ右ノ趣意ヲ明ニシ同時ニ右ハ日本政府ニ於テ具体的提案ヲ決定シ居ルトノ意味ニアラス又何レノ政府ニ對シテモ未ダ何等提案シタルコトナキ旨答ヘタル趣ナリ

米ヘ転電セリ

29 昭和8年12月3日 在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛（電報）

ワシントン 12月3日後発  
本省 12月4日後着

第八五〇号

在英大使宛貴電第三四七号ニ閲シ

去ル二十九日東京「エー・ピー」ハ外務省「スポーツマシン」ノ談ニ依レハ広田外相ハ日米両国間ニ海軍問題ニ関シ予備的詰合ヲ為スコトヲ以テ一九三五年ノ難局ニ處スル最

30 昭和8年12月3日 在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛（電報）  
米国の海軍政策を叙述せる海軍長官の年報中  
注意すべき諸点について  
ワシントン 12月3日後発  
本省 12月4日後着

第八五一号

海軍長官ハ十二月一日付ヲ以テ例年ノ通年報ヲ大統領ニ提出スルト共ニ之ヲ公表シタルカ其内ニ米国ノ海軍政策ヲ叙述セル部分中注意スヘキ諸点ノ要旨左ノ通ナリ年報原文郵送ス

一、米国ハ一九一六年以來世界ニ率先シテ海軍々縮ノ例ヲ示シタルモ諸外国ハ之ニ倣ハス其結果米国ハ他国ニ比シ其海軍力著シク劣勢ナル現状ナリ軍備ノ均衡ハ平和及正義ノ保持ノ要素ナルヲ以テ米国ノ海軍力カ不当ニ劣勢ナ

ノ節約ニモナラス寧ロ経費ノ浪費ヲ來ス結果トナルハ大戦中米国カ巨費ヲ投シテ急ニ軍艦建造ヲ為セルモ余り役

本大臣ノ外国新聞記者会見ノ際述ヘタル趣旨ハ別電第三四七号ノ通りナルカ我方ニ於テハ対米関係ニ付テハ往電合第一九五二号五大臣會議ニテ打合セノ趣旨ニ依リ適当ノ時機ヲ見テ諸般ノ問題ニ付米国側ト詰合ヲ試ミ度所存ニテ其ノ際ニハ軍縮問題モ或ハ詰合ニ上ルヤモ知レサルモ未タ我方ヨリ進ムテ具体的ニ開談スル考ナシ尚又軍縮問題ニ付米国ニ対シ何等詰合ヲナス場合ニハ勿論貴見ノ通り英國側ニ対シテモ同様取計フコト必要ナリト認メラル右御含迄

別電ト共ニ米ニ転電セリ

ニ立タサリシ経験ニ徵スルモ明カナリ国防ノ第一線ハ  
夜ニシテ作り得ルモノニアラス

三、現行条約ノ比率維持ニハ他国ヲシテ米国ノ程度迄海軍

力ヲ低下セシムルカ又ハ米国カ条約ノ範囲ノ限度迄造艦

コソ平和ノ最大保障ナリ

四、現ニ進行中ノ二億三千八百万弗三十二隻ノ建造計画ハ

今次造艦計画ノ第一歩ニシテ国防上ノ必要ニ合致スルハ

勿論海運業又一般經濟上緊要ナル造船業ヲ近年ノ不況状

態ヨリ蘇生復活セシムルニ貢献スル所真ニ顯著ナリ然レ

共米国海軍カ一九三六年末ニ於テ条約全量ニ達スルニハ

更ニ百一隻ノ艦船ヲ建造ヲ要シ之カ為ニハ漸進的計

画ヲ以テ毎年一定数ノ建造ヲ為ササルヘカラスル計画

ニ依リ最モ高度ニ専門化セル産業タル造船業及之ニ関連

セル諸産業ニ必要ナル数千ノ職工ノ雇傭ヲ維持繼續シ得

ルノミナラス納税者ノ最少ノ犠牲ニ於テ条約範囲内ニ於

ケル何国ニモ劣ラサル近代的海軍ノ保持ヲ可能ナランム

ヘシ

五、十一月十九日海軍長官ハ五千三百人ノ海軍將卒及二千

人ノ海兵ノ増員ヲ予算局ニ請求セリ尚現在海軍ニモ適用  
セラレ居ル一割五分ノ減俸制度ハ特ニ下級者ニ取り苛酷  
ナルヲ以テ之カ即時廃止ノ意見ヲ認ム

六、航空機ニ関シテハ米国海軍ハ九百十九台ヲ有スルニ過

八台ノ航空機不足ヲ告ケ空軍ノ活動著シク制限ヲ受ケ居

ル現状ナリ

英、軍縮全權ニ転電セリ

31 昭和8年12月4日 在ニューヨーク堀内総領事より  
広田外務大臣宛(電報)

日本の海軍予算に関するニュース・ヨーク諸新聞の報道について

ニューヨーク 12月4日後発  
本 省 12月5日前着

第一八二号

数日來ノ当地新聞ハ日本政府巨額ノ軍事費ヲ決定ス等ノ見  
出ノ下ニ來年度予算ノ閣議決定ヲ報道シ居ル处「シムス」  
ハ四日ノ「ワールド・テレグラム」ニ於テ右ニ言及シ日本

ニ関スル記事ヲ掲載シ居ルモ別ニ論評ヲ加ヘス尤モ右記事

中論者カ一九三五、六年ヲ目シテ本邦ニ取り重大危機ナリ

ト力説シ軍事費増加ヲ求メ居ル点ハ伊国ノ軍費削減ト対照

シ一般ノ注目ヲ惹キ居ルモノノ如シ  
トヲ思ヘハ右軍事費カ如何ニ老大ナルカヲ知リ得ヘク日本  
ハ陸海軍拡張ノ為財政上「ブレイキング、ボイント」迄達  
セントシツツアルト共ニ日本ノ実権ヲ握レル軍閥ハ一九三  
五年以後現在ノ海軍比率ニ服セサルコトヲ公然声明シツツ  
アリト述ヘ居レリ

33 昭和8年12月4日 在米國武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

日本の来年度予算に関するニュース・ヨーク・ヘ

ラルド・トリビューン紙の論評について

ワシントン 12月4日後発  
本 省 12月5日前着

第八五二号

日本の軍事予算等に関するイタリア諸新聞の

記事について

ローマ 12月4日後発  
本 省 12月5日前着

貴電合第二一一六号ニ関シ

当國新聞ハ最近東京又ハ倫敦電報トシテ本邦ノ老大ナル軍  
事予算、之ニ関連スル内閣ノ危機並軍部独裁制ノ可能性等

本課税トナラサルヲ得サル可シ事態斯ノ如クナルニ不拘日

貴電第一七一号ニ関シ

第八五八号

別電 12月7日付在米国武富臨時代理大使より広田外務大臣宛電報  
米国海軍長官の年報中比率問題に触れたる部分の原文

ワシントン 12月6日後発  
本省 12月7日後着

(別電)  
Washington, Dec. 6th p.m.

12月7日付在米国武富臨時代理大使より広田外務大臣宛電報  
米国海軍長官の年報中比率問題に触れたる部分の原文

36 昭和8年12月6日 在米国武富臨時代理大使より

広田外務大臣宛(電報)

貴電第八五一号ニ関シ

ワシントン 12月5日後発

本省 12月6日前着

(別電)

## 米国海軍長官の年報中比率問題に関する問合

に対する回答

本省 12月6日16時30分発  
第二七一号  
貴電第八五一号ニ関シ

同電三、現行条約ノ比率維持云々ノ点ニ付二日発華府連合ハ海軍長官ハ日英米三国海軍力ニ於テ五五三ノ現行比率ノ存続ヲ主張スト述ヘタル旨報シ居ル処右ハ比率ニ関スル米国当局最近ノ意向ヲ知ル上ニモ重要ト認メラルニ付年報中比率問題ニ言及セル点詳細電報アリ度

昭和8年12月6日 在米国武富臨時代理大使より

広田外務大臣宛(電報)

ワシントン 12月6日後発  
本省 12月7日後着

(別電)

## 米国海軍長官の年報中比率問題に関する問合

34 昭和8年12月5日 在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)  
米国海軍長官の年報公表に対する反響について  
往電第八五一号ニ関シ

ワシントン 12月5日後発  
本省 12月6日前着

英ニ転電セリ  
ノト観ラレ居レリ(往電第七八六号参照)

35 昭和8年12月6日 在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)  
米国海軍長官の年報中比率問題に関する問合  
せにつじて

一、海軍長官ノ年次報告ハ帝国ノ新造艦計画ニ関スル報道ト殆ト時ヲ同シフシテ公表セラレ而モ世界ニ模範ヲ示ス為ノ米國從來ノ軍縮政策ヲ放棄シ既存条約ノ範囲内ニ於テ何レノ國ニモ劣ラサル海軍ノ建造ニ即時着手スルノ時機到レリトノ声明ヲ含メル關係上其ノ公表カ予定期日ニ行ハレタルニ過キサルコト乍ラ一般ノ注意ヲ喚起シタルモノノ如ク又右電報ノ趣旨ハ單ニ海軍當局ノ提案ニ止マラス政府ノ意図ヲ反映スルモノト觀ル向多シ  
二、新聞報道ニ依レハ海軍首脳部ハ来春早々議会ニ提出スル目論見ノ下ニ目下新計画ヲ考究中ナルモノト觀測セラレ其ノ新艦建造ニ関スル提案ノ内容ハ未タ秘密ニ付セラレ居ルモ消息通ノ間ニハ少クトモ一万噸六吋砲巡洋艦二隻及相当数ノ駆逐艦ノ建造及戦闘艦ノ改装ヲ含マルムモノト觀ラレ居レリ(往電第七八六号参照)

本軍部ハ若シ斎藤内閣ニシテ国防費ヲ削減スルニ於テハ内閣ハ倒壊スヘシト威嚇シ来レルカ若シ日本議会ニシテ軍事費大ニ失ストテ予算ニ反対セハ議会政治ハ終了ヲ告ケ「ファシスト」政治様ノモノカ樹立セラル可シ日本陸海軍主脳者ハスル急激ナル手段ヲ弁護スル為日本新聞紙上所謂一九三五年ノ危機ナルモノニ恐シキ「パブリシティー」ヲ得セシメタリ而シテ新予算ノ興味アル特長ハ前述ノ如キ事態ニ不拘軍事費カ著シク減額セラレタルコトナルカ政府ト海軍大臣トノ間ノ仲裁者タリシ人カ荒木將軍ナリシコトハ更ニ注目ニ值ス蓋シ近來日本ニハ国防予算ニ対シ軍部カ予想セルヨリモ大ナル反感起り来リタレハ軍部モ輿論ノ反動ヲ憚リタルカ如ク見ヘサルニモ非ス

I believe in the present treaty ratios there are two methods by which these ratios may be attained first by reduction of naval strength on the part of other nations to our level or second by our building up to full treaty strength inasmuch as the first method has been tried and has failed only the second remains open to us.

I believe one of the strongest guarantees for peace and justice is an adequate United States navy a treaty navy second to none.

Taketomi.

37 昭和8年12月13日 海軍省覚

## 次期海軍軍縮會議に關する覚

(付 記I) 昭和八年十二月二十一日付外務省覚

(II) 昭和九年一月二十一日付海軍省覚

## III、國防用兵関係事項

(1) 国防ニ関連アル外交工作ニ付テハ予メ海軍ト協議スル やノトベ

(2) 兵力量及用兵ニ関スル事項ハ海軍側ニ於テ之ヲ取扱フ やノトベ

## 四、常務ノ連絡

從来通兩省主務局ニ於テ之ニ當ルコトムベ

## 五、海軍外務兩省連合研究会ノ設置

連合研究会ハ會議対策中外務海軍兩省關係事項ニ付予メ  
研究調査スルヲ以テ目的トス  
(欄外記入)

連合研究会ノ細目ハ追テ協議ノ上定マルコトムベ  
昭和八年十一月十三日西田中佐持參

## (付 記I)

(欄外記入)

次期海軍軍縮會議ニ關スル覚(欄外記入)  
一、部外ニ對スル應酬発表等ハ慎重ノ注意ヲ加へ當分ノ内  
成ルヘク之ヲ見合ハスコト

11、海軍軍縮會議ニ關係アル重要事項ニ關シ発表ヲ要スル  
場合ニハ予メ外海兩省互ニ協議スルコト  
111、海軍軍縮會議ニ関連アル外交上ノ重要政策ニ關シテハ  
外務省ヨリ必要ニ応シ予メ関係省ト協議スルコト  
四、常務ノ連絡ハ從来通外務、海軍兩省主務局ニ於テ之ニ  
當ルコト

五、會議対策ノ研究調査ノ為連合研究会ヲ設置スルコトム  
シ其ノ細目ヲ協定スルコト  
一、會議開催の経緯

1、部外應酬、發表等  
(1) 部外ニ對スル應酬ハ曩ニ定メラントル「一九三五年軍  
縮會議ニ對スル方針」ノ趣旨ニ準拠スルモノトス  
①兵力量ニ關スル事項ハ海軍ニ於テスルモノトス  
②軍縮會議ニ関連アル其他ノ一般事項ニ關シ發表ヲ要ス  
ル場合ハ予メ外海兩省互ニ協議スルモノトス

11、軍縮會議ニ関連アル外交工作  
軍縮會議ニ関連アル外交工作ニ關シテハ予メ海軍省ト協  
議スルコトムシ之カ実施ハ適當ナル時機迄(概メ兩省ニ  
於テ基本的研究ヲ終ル迄)帝国ヨリ自主的ニ行ハサルヲ  
立前トベ

七、會議対策ノ研究調査ノ為連合研究会ヲ設置スルコトム  
シ其ノ細目ヲ協定スルコト  
編注 カッコ内に關して次の欄外記入がある。

(一) 同日ノ「アーレド・テレグラム」ハ「コンテンポラリイ・ジャパン」掲載日本海軍ノ要求ト題スル関根大佐ノ論文ハ日本海軍代弁者ノ筆ニナルモノニシテ痛ク米国海軍ノ注意ヲ惹キタリトテ日英米ノ「パリティ」承認セラ  
レズンハ會議停頓セントノ趣旨ノ同論文内容ヲ紹介セル  
「シムズ」電報ヲ掲載シ  
(二) 更ニ同日ノ紐育「アメリカン」ハ十月二十五日ノ比律賓  
「ヘラルド」紙社説(「ダバオ」)ノ麻工業カ日本人ノ勢

一九三五年ノ軍縮會議ニ対スル日本輿論及之ニ関連シ布哇及比律賓ニ対スル日本側ノ態度ハ從来トモ當方面新聞ノ注視シツツ有ル事御承知ノ通りナル処

(一) 十六日ノ当地新聞ハ布哇税関ニ依ル福永中佐ノ日米戦ニ關スル「パンフレット」押収事件ヲ報道シ注意ヲ惹キタルカ十八日ノ「ブルックリンディイリーグル」ハ此ノ種宣伝ノ目的ハ布哇ニ於ケル日本人ノ心ヲ予メ實際ノ侵略ノ場合ニ対シ準備シ置カントスルニ在ル可ク勿論一部日本人ノ所業ニテ政府ノ関知セサル処ナル可キモ日本政府カ此種行為ヲ取締ル事ハ同政府ノ誠意ニ対スル吾人ノ信頼ヲ強ム可シト論シ

(二) 同日ノ「アーレド・テレグラム」ハ「コンテンポラリイ・ジャパン」掲載日本海軍ノ要求ト題スル関根大佐ノ

論文ハ日本海軍代弁者ノ筆ニナルモノニシテ痛ク米国海軍ノ注意ヲ惹キタリトテ日英米ノ「パリティ」承認セラ

レズンハ會議停頓セントノ趣旨ノ同論文内容ヲ紹介セル  
「シムズ」電報ヲ掲載シ

「鉛筆書ハ局長ノ訂正ニシテ此ノ趣旨ヲ海軍側ニ通報シ置ケリ一月末  
右局長ノ意見ニ対シテハ海軍側ニ異議アリ、妥結ニ至ラズ  
(三月初)」

38 昭和8年12月13日

在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 東京よりの報道に対するポスト紙の艦船比率

#### 問題関係記事について

ロンドン 12月13日後発  
本省 12月14日前着

第六九九号

十三日ノ「ポスト」ハ東京ヨリノ報道ニ依レハ日本ハ多分一九三五年海軍条約改訂ノ際「パリティ」ノ原則ヲ提案スヘシトノ事ナルカ先般來日本ハ此ノ上現在ノ比率ヲ甘受セサルヘシト伝ヘラレ居ルニ鑑ミ右報道ハ格別驚クニ足ラ  
サルモ日本ニ比シ著シク大ナル海面ト貿易ト有スル英、米ハ該提案ヲ受諾セサルヘク從テ日本ノ態度ハ條約ヲ修正シテ之ヲ延長スル事サヘモ困難ナラシムル惧無キニ非ス又日本ハ海軍ノ全噸数ヲ五十万乃至八十万噸ニ制限スルノ提案ヲ為スヘシトモ伝ヘラルル処右案ハ現在ノ関係ヲ維持ス

39 昭和8年12月19日 在ニューヨーク堀内總領事より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 軍縮會議に対する日本輿論等に関する諸新聞の論調について

ニューヨーク 12月19日後発  
本省 12月20日前着

第二九六号

ル以上海上ノ活動範囲広大ナル英國側トシテハ受諾スル事困難ナリ現行條約上一九三六年迄ニ百二十四万噸ノ保有ヲ許容セラル英國ニ取リテハ日本案ハ非常ナル縮減トナル訳ナリ英國ハ潛水艦カ認メラル限リ五万噸ヲ必要トシ又最少量度駆逐艦八十隻(十二万噸)、航空母艦六隻(六万噸以上)、砲艦其ノ他偵察用小艦船約十万噸ヲ要スルヲ以テ若シ全体ヲ八十万噸トスレハ主力艦及巡洋艦ニハ四十七万噸ヲ割当テ得ルニ過キス仮リニ最大噸数ヲ主力艦二万五千噸、巡洋艦五千噸トスルモ右噸数ニテハ主力艦十二、巡洋艦三十四トナルニ過キス此ノ隻数ハ安全感ノ見地ヨリ到底受諾シ得サルヘシトノ海軍担当記者ノ記事ヲ掲載セリ

米ニ転電セリ  
洋艦三十四トナルニ過キス此ノ隻数ハ安全感ノ見地ヨリ到底受諾シ得サルヘシトノ海軍担当記者ノ記事ヲ掲載セリ

十三日ノ「ポスト」ハ東京ヨリノ報道ニ依レハ日本ハ多分

一九三五年海軍条約改訂ノ際「パリティ」ノ原則ヲ提案スヘシトノ事ナルカ先般來日本ハ此ノ上現在ノ比率ヲ甘受

セサルヘシト伝ヘラレ居ルニ鑑ミ右報道ハ格別驚クニ足ラ  
サルモ日本ニ比シ著シク大ナル海面ト貿易ト有スル英、

米ハ該提案ヲ受諾セサルヘク從テ日本ノ態度ハ條約ヲ修正

シテ之ヲ延長スル事サヘモ困難ナラシムル惧無キニ非ス又

日本ハ海軍ノ全噸数ヲ五十万乃至八十万噸ニ制限スルノ提案ヲ為スヘシトモ伝ヘラルル処右案ハ現在ノ関係ヲ維持ス

40 昭和8年12月28日 在米國武富臨時代理大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 米国の五億ドル建艦計画に関する情報について

て

ワシントン 12月28日後発  
本省 12月29日前着

第九〇九号

一、大統領ノ予算「メツセージ」ニ於テ発表セラレタル

九三四年度海軍省関係支出見積総額三億三千七百十七万

往電第七号末段ニ関シ

第一三号

### 米国大統領発表による海軍省関係の予算について

昭和9年1月8日

在米國武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛（電報）

ト」大統領ノ産業復興法ニ基ク三十二隻ノ艦船建造ヲ賞揚シ日英両国カ条約所定量ニ到達セントスル情勢ニ鑑ミ米国モ亦右全量ノ充実ノ必要アルヲ説述シ逐次継続的ニ建艦ヲ実行セハ経費ノ節約トナリ又造艦技術ノ進歩ヲ來スヘク從前ノ如ク一時ニ造艦ヲ為スカ如キ不経済ナル方法ヲ放棄セサル可カラスト論シ又条約量ニ到達シタル上ハ組織的代換ヲ実行セサル可カラサル旨及海軍人員ノ充実ノ必要ヲ力説シ居レリ

(省略)  
右新聞記事切抜別添送付ス

八千弗ニシテ内訳左ノ如シ

(1)一九三四年度予算法ニ基ク支出承認額ハ三億九百六十

六万七千弗ニシテ前年度繰越金ヲ加フレハ三億四千八百万弗ナリシカ経費ノ節減艦船建造費ノ繰延等ニ依リ

支出見積額ハ二億八千百三十万弗トナリ居レリ

(2)産業復興法ニ基ク既定公共事業費三十三億中ヨリ客年

十一月迄ニ海軍省関係経費トシテ割当ラレタル総額ハ

二億七千四百七十六万五千弗（中艦船建造費二億三千

八百万弗航空費七百五十万弗臨時施設部建設費二千二

五百八十一万弗）ナル處右ノ中三十四年度支出見積額ハ

五千六百六万三千弗（中艦船建造費三千五百二十九万八千弗航空費三百十三万二千弗）ナリ

二、右「メツセージ」ニ於テ議会ニ対シ要求セラレタル

九三五年度海軍省関係支出予算総額三億一千五百六十九万弗並ニ同年度ニ於テ既定公共事業費ヨリ海軍関係経費ニ割当テラルヘキ見積額一億四千四百六十六万九千弗ニ

シテ内訳次ノ如シ

ワシントン 1月8日後発  
本 省 1月9日前着

十二隻、潜水艦六隻、八吋砲巡洋艦一隻、六吋砲巡洋艦二隻合計二十三隻ノ新艦船建造費一億弗ノ支出ヲ請求セントスルモノナリ若シ議会力産業復興法ニ基ク公共事業費ノ増加ヲ承認セハ右費用ニ関シ特ニ議会ノ承認ヲ求メ

ストモ政府ハ其ノ一部ヲ右増艦費ニ充当スルノ途開カル

ヘキモ（公共事業費ヨリ充当済ノ建艦費二億三千八百万

弗）目下ノ処其ノ財源カ何レニ決セラルルヤハ未タ明瞭ナラサル模様ナリ

(2)尚海軍当局ハ右計画実現ノ地均シトシテ条約所定全量ニ對スル議会ノ賛成ノ意向ヲ表明スル決議案及大統領ニ対シ其ノ裁量ニ依リ老齡艦ノ代艦ヲ決定シ得ル権限ヲ付与スヘキ決議案ヲ来春議会ニ提出セシメント計画シツツアル由ナリ

ノ建造ヲ企図スルモノニシテ其ノ第一歩トシテ大統領ノ承認ヲ得タル上来春議会ニ対シ教導駆逐艦一隻、駆逐艦十二隻、潜水艦六隻、八吋砲巡洋艦一隻、六吋砲巡洋艦二隻合計二十三隻ノ新艦船建造費一億弗ノ支出ヲ請求セントスルモノナリ若シ議会力産業復興法ニ基ク公共事業費ノ増加ヲ承認セハ右費用ニ関シ特ニ議会ノ承認ヲ求メストモ政府ハ其ノ一部ヲ右増艦費ニ充当スルノ途開カルヘキモ（公共事業費ヨリ充当済ノ建艦費二億三千八百万弗）目下ノ処其ノ財源カ何レニ決セラルルヤハ未タ明瞭ナラサル模様ナリ

(3)同日海軍当局ハ新聞記者ニ対シ前述造艦計画ハ何等造艦競争ヲ企図スルモノニ非ス倫敦条約ノ範囲内ニ於ケル所定ノ建造ニシテ從来ノ建艦ノ遅延ヲ補正セントスルモノニ過キサル旨説明ヲ与ヘタリ

41 昭和8年12月30日

在米國武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛

米国下院海軍委員会ヴィンソン委員長の海軍

計画に関する寄稿文について

普通公第五五三号

（昭和9年2月9日接受）

昭和八年十二月三十日

在米

外務大臣 広田 弘毅殿

臨時代理大使 武富 敏彦（印）

十二月二十六日當國「ハースト」系諸新聞ハ下院海軍委員会Rep. C. Vinson 委員長ノ海軍計画ニ関スル寄稿文ヲ掲載シ居レル處右寄稿文中ニ於テ同氏ハ「ローズヴエル

## 弗艦船改造費二百三十四万五千弗新艦船建造費五千三

百八十一萬九千弗ナリ

(d) 其ノ他ノ既定ノ諸法律ニ依リ海軍省ノ支出ニ繰入レラルヘキ額二千七百六十六万弗アリ

(e) 産業復興法ニ基ク既定公共事業費ヨリノ三十五年度支

出見積額ハ一四四、六六九、〇〇〇弗（一、艦船建造

費一二九、四六八、〇〇〇弗航空費四、三六八、〇〇

〇弗）ナリ

三、尚大統領ハ復興政策遂行ノ為三十四年度ニ於テ既ニ決

定シ居レル支出ニ加ヘ追加予算トシテ十一億六千六百万

弗ノ支出ヲ計画シ且三十五年度ニ於テハ予算法案中ニ於テ使途略々決定シ居レル三十九億三千万弗ニ加ヘ尚約二十億弗ノ使途ニ関シテハ何等発表無ク從テ海軍関係経費ニ如何程振向ケラルルヤハ未タ明瞭ナラス

43 昭和9年1月10日 在米国武富臨時代理大使より

広田外務大臣宛（電報）

### ヴィンソンの艦船建造案要旨について

ワシントン 1月10日後発  
本 省 1月11日前着

44 昭和9年1月14日 在米国武富臨時代理大使より

広田外務大臣宛（電報）

### 末次中将の論説に関する米国共和党海軍委員

ブリテンの演説について

45 昭和9年1月16日 在米国武富臨時代理大使より

広田外務大臣宛（電報）

### レイ少将及びバルマー執筆の海軍比率問題に

関する論文要旨について

ワシントン 1月16日後発  
本 省 1月17日前着

## 第二二号

九日下院海軍委員長「ヴィンソン」（民主党）ハ艦船建造案ヲ下院ニ提出セル処其要旨ハ米国海軍ヲ華府及倫敦両海軍条約所定全量迄建造ス可ク右両条約ニ準拠シ先ツ「ラングレイ」（実験ノ目的ニテ建造セル 小型航空母艦）代艦ノ為航空母艦（一万五千噸）一隻艦齡超過艦代艦ノ為駆逐艦九万九千二百万噸潜水艦三万五千五百三十噸ヲ建造ス可キ権限並ニ両海軍条約ニ依ル制限艦船ノ代艦ヲ許サル可キ時機到来スル時ハ之カ代艦ヲ実行スルノ権限ヲ大統領ニ付与セントスルモノナリ

尚下院海軍委員「ブリテン」（共和党ニシテ前海軍委員長ヨリモ総経費四億七千万弗（三十五年度ニ始マリ七年間ニ支出）ニ上ル百一隻ノ艦船建造案八日提出セラレタルカ後者ノ案ハ単ナル年中行事案ト観ル向多シ

第三一号

十二日下院ニ於テ「ブリテン」（共和党海軍委員）ハ雑誌現代ニ發表シタル末次中将ノ論説ニ関連シ大要左ノ如キ演説ヲナセリ

日本海軍ノ最高幹部カ黄白兩人種ノ優劣論決定ノ為戦争ハ結局不可避ナリトノ信念ニ基キ日本ハ米国トノ戦闘準備ヲ進メツツアリト声明セルハ徒ラニ日本ノ軍部專制ニ対スル世界的反感ヲ唆ルモノナリ同中将ハ確ニ潛水艦及海軍作戦ノ權威タルモ同時ニ彼ノ米国ノ外交及其希望ニ対スル諒解モ亦普通ノ程度以上ノモノタラサルヘカラス從来米国政府ハ外交上余リニ「フランク」ニシテ常ニ欺瞞外交ヲ事トスル歐州諸国ノ乗スル処トナリ來レリ同中将ハ国内ノ憤激ヲ煽ラン為米蘇両国カ共同シテ日本包囲ヲ策シツアリトナシ此重大問題ヲ解決シ得ルハ外交ニアラシテ戦争アルノミトテ国民ノ团结ヲ要望シ居レリ又同中将カ太平洋委任統治地域ノ不返還及艦船飛行機ノ建造ヲ要求シ居レルハ「ルーズヴェルト」大統領及軍当局ニトリ看過スルヘカラサル

執筆ニ係ル海軍比率問題ニ関スル論文ヲ掲載シ居レル処其ノ要旨左ノ通

### 一、「レイ」少将

三十五年ノ海軍會議接近スルニ連レ適度ノ防禦力ノ減殺ヲ主眼トスル現行海軍條約ノ根本ニ復帰スル為技術問題国家的威信及野心ノ放棄ヲ必要トスルニ至レリ國家ノ地理的条件ハ其ノ國ノ防禦問題ヲ決定スルモノニシテ現行比率決定上最大ナル要件トナリ而シテ國家ハ其ノ本国ニ止マラス散在セル屬領及通商航路ヲモ防禦セサルヘカラサルコトヲ見過コスヘカラス此ノ点ニ関シ広ク散在セル屬領ヲ持ツ英米ハ日本ヨリ遙カニ困難ナル地位ニ直面スルモノナリ華府倫敦兩條約以来國際狀況ハ地理的ニハ何等變化無キヲ以テ現行條約ニ依リ定メラレタル關係國ノ相對の海軍量ニ変更ヲ加フヘキ何等ノ理由存セス華府及倫敦兩條約ニ依ル現行日英米三国ノ比率ハ之ヲ維持セサルヘカラス

### 二、「バーマー」

日本ハ繰返シ英米トノ「パリティー」要求ヲ声明シ居レルカ右要求カ外交上ノ掛引ナラハ大シタ問題ニ非サルモ日本ノ国内状況ヨリ見レハ右要求ハ同國ノ輿論トナリ國家的

「プライド」ノ問題トシテ取扱ハレ居ルカ如シ米国政府ハ現在ノ處日本ノ要求ヲ承認スヘシトハ思ハレス「パリティー」獲得宣伝ニ努メツツアル日本当局ハ必スヤ臍ヲ噛ム時期到ルヘシ華府條約ハ適度ノ防禦力以上ノ海軍力ヲ与ヘ乍ラ英米ニ対シテハ日本トノ戦争ニ成功スヘキ確信ヲ与ヘ居ラス若シ日本ニ現行比率ヨリ大ナル比率ヲ与フルセハ地理的關係上東洋ニ於ケル英米ノ屬領ハ日本海軍ノ把握スル所トナルヘシ華府倫敦兩條約以来何等地理的變化無ク又政治的ニ觀テ日本ノ亞細亞本土ニ對スル勢力ノ伸張ノ如キハ日本現行比率ノ增加ヲ正当化セス却テ地理的ニ觀テ日本ノ防禦的地位ヲ強化セルハ南洋委任統治地域ノ獲得ニシテ右地域カ航空母艦ノ職務ヲ果スヘキヲ以テ日本カ同艦種ノ廃止ヲ主張スルコトハ當然ト言ヒ得ヘク真ニ海軍諸條約ノ原則ヲ強調スルナラハ日本ハ右防禦力ノ増加ニ鑑ミ寧ロ比率ノ低下ニ同意スヘキナリ~~~~~

46 昭和9年1月24日

在米國武富臨時代代理大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### \* 国の政治評論家リップマンの「日本ノ宣伝」と題する論説要旨について

ワシントン 1月24日後発  
本 省 1月25日前着

第六五号

当國ニ於ケル政論家 Walter Lippman ハ二十三日紐育

「ヘラルド・トリビューン」ニ予テ同人ノ主宰スル「ツードー・アンド・ツマロー」中ニ「ザ・ジャパンーズ・プロパガンダ」ト題シ左ノ要旨ノ論説ヲ發表セリ

極東事情ニ精通セル米国人ハ日本最近ノ宣伝ノ直接ノ目的カ其ノ老大ナル軍事予算案ノ名分ヲ立ツルニアルヲ見抜キ居レルカ右宣伝ハ日本ノ輿論ヲ誤リ國民ヲシテ不能ヲ企圖セシメ遂ニハ國家ノ榮誉ニモ拘ハルカ如キ抜差ナラヌ難局ニ引入ルル惧アリ而シテ右宣伝ハ日本ノ亞細亞進出ニ対スル他國ノ容喙排除及来ルヘキ軍縮會議ニ於ケル英、米トノ均等比率ノ要求ノ二個ノ原則ヲ樹立セントスルモノノ如クナル処右原則ニシテ承認セラレンカ華府會議ニ於テ成立セ

ル條約關係ノ基礎ハ全ク破壊セラルヘン同會議ニ於テハ關係國ハ一般平和ノ為ニ各自國ノ利益ヲ犠牲ニシテ妥協ヲ為シ遂ケタルモノニシテ當時成立セル諸協定ハ一九三二年「スチムソン」ノ指摘セル如ク相互ニ関連スルモノナリ例へハ米國カ日本ニ対シ二倍ノ優勢ナル海軍建造ヲ拋棄シタルハ日本カ亞細亞大陸及島嶼ニ対スル不侵略ヲ誓約シタル結果ニシテ又米國カ亞細亞ニ於ケル前哨地點ニ防禦施設ヲ為ササリシハ同方面ニ於テ野心ヲ有セス兵力使用ノ意図ナカリシ為ナリ然ルニ若シ日本ニシテ今ニ至リ諸條約ヲ破棄シ米國ト対等ノ海軍力保有ヲ主張スルニ於テハ華府會議ノ拠ツテ帰着セル根本条件ハ全ク覆サルルニ至ルヘシ次期ノ軍縮會議ハ目前ニ迫リ居ル处一九三一年九月以来日本ノ採り來レル侵略的態度ニモ鑑ミ米國議会ハ日本トノ平等ヲ規定スルカ如キ海軍條約ヲ批准セサルヘキヤ必然ナリ日本ニシテ海軍平等ノ主張ニ加ヘ亞細亞ニ於ケル自由行動ノ原則ヲ飽ク迄固執セントスルニ於テハ結局海軍條約ハ消滅スヘク軍縮會議ハ召集ノ価値ヲ失フモノナル事ヲ率直ニ容認スルヲ要ス蓋シ日本カ海軍平等ノ要求ヲ固執スル限り右會議ノ開催ハ单ニ融合シ難キ勢力ノ対立状勢ヲ一般ニ広告シ又

之ヲ助長スルニ過キサルヘク却テ世界平和ニ危険ナレハナ  
リ右ハ米国ノ「ジンゴイスト」又ハ職業的反日家ノ偏見ニ  
アラス事態ヲ冷静公平ニ觀察スル人士ノ等シク抱ク觀察ニ  
シテ彼等ハ日本ノ宣伝行為カ今ニシテ阻止セラルニ非サ  
レハ日本ハ逃れ難キ世界孤立ノ地位ニ陥ルニ至ルヘキヲ信  
シ居レリ云々

47 昭和9年1月25日

(在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報))

## 米国一九三五年度海軍関係予算法案の下院本

## 会議通過について

ワシントン 1月25日後発  
本 省 1月26日後着

第七二号

一、往電第一三号所報三五年度海軍関係予算法案ハ下院予  
算委員会ノ査定ヲ経同委員会査定案トシテ二十二日本会  
議ニ提出セラレタルカ原案ニ比シ約百五十八万弗ノ削減  
トナリ居レリ些少ノ修正有リタルノミニテ二十四日下院  
本会議ヲ通過シ二十五日上院ニ回付セラレタリ右査定案  
ノ主タル特色ト見ルヘキモノハ原案中ニ計上ノ八時砲巡

法律案ニ過キサルニ付之カ両院通過ノ場合所要経費ハ別ノ  
補充的予算法案トシテ要求セラルヘク若シ「ヴィンソン」  
案ニシテ海軍関係一般予算法案ヨリモ先ニ両院ヲ通過セハ  
右一般予算法案中ニ追加計上セラルルコトニナルヘシト觀  
察セラル之カ計理ニ関スル海軍當局ノ説明トシテ新聞紙上  
ニ伝ヘラル所ニ依レハ初年度(三五年度)ニ於テ潜水艦  
六隻、駆逐艦十四隻ノ起工費トシテ一千五百万弗乃至二千  
五百万弗計上シ二年度ニ於テ約一億弗計上ノ予定ニテ五年  
計画トシテ總經費三億八千万弗ニ上ル由ナリ尚二十三日上  
院海軍委員長「トラムメル」ハ「ヴィンソン」案ト同様ノ  
内容ニ加フルニ二千百八十四台ヲ超ヘサル程度迄航空機ヲ  
増加スル權限ヲ大統領ニ付与スル意向ヲ付加セル艦船建造  
案ヲ上院ニ提出セリ

49 昭和9年1月31日

(在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報))ヴィンソン案下院本会議通過並びに下院海軍  
委員会の付加条項についてワシントン 1月31日後発  
本 省 2月1日後着

要旨について

50 昭和9年2月2日

(在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報))

## ヴィンソン案下院通過に関する諸新聞の論評

48 昭和9年1月29日

(在米国武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報))

ヴィンソンの艦船建造案下院本会議上程決定

ワシントン 1月29日後発  
本 省 1月30日前着

第七九号

往電第七二号(二)ニ関シ  
「ヴィンソン」案ハ三十日下院本会議ニ上程ノコトニ決定  
セラレタル模様ニシテ一般ニ大ナル反対無ク通過スルモノ  
ト觀ラレ居ル處同案ハ大統領ニ艦船建造ノ權限ヲ付与スル  
建造所要経費約九千万弗

二、将来國際協定ニ依リ更ニ軍縮ヲ必要トスル場合ニハ大  
統領ハ右協定ノ限度迄本案ニ依ル艦船建造ヲ中止スルヲ  
得ルモ(以上原案)既ニ起工済ノモノニ関シテハ中止ノ  
限りニ非サル事トナリ尚同日「ヴィンソン」案ト略々同  
様ノ内容ヲ有スル「トランメル」提出案ハ上院海軍委員  
会ヲ通過シ今週内ニ上院本会議ニ上程セラルル模様ナリ

洋艦一隻ノ起工費四十万弗ニ加ヘ六吋砲巡洋艦三隻ノ起  
工費百二十万弗ヲ新規計上シ居レル点ニシテ右巡洋艦四  
隻ノ建造ニ依リ米国海軍ハ艦齡超過艦噸数ヲ考慮ニ入レ  
サル時ハ倫敦條約所定ノ總噸數ニ達スル次第ナリ

二、往電第二一号及第四八号所報「ヴィンソン」提出艦船  
建造案ハ二十三日下院海軍委員会ヲ満場一致ヲ以テ通過  
シタル處二十六日又ハ三十日ニ本会議ニ上提セラルル事  
ニ決定セル趣ナリ

54

55

第九〇号

往電第八三号ニ関シ

「ヴィンソン」案下院通過ニ関スル二月一日諸新聞論評要旨左ノ通

「ボルチモア・サン」

本案ノ通過ニ依リ議会ハ予算協賛權ハ依然保持スルモ海軍政策決定ノ権限ハ大統領ニ移サルコトナレリ而モ右權限ハ大統領ヨリ進シテ要求シタルニ非シテ議會側カ任意抛棄セルコトニ表面上ナリ居ルハ新事例ト謂フヘシ本案ハ

大統領モ予メ賛意ヲ表シタルモノノ由ナル處右ハ單ニ彼ノ

嘗テ関係セシ海軍ニ対スル熱心ヨリ來レルモノナルカ將又國際關係ニ本案ノ通過ヲ必要トスル如キ危険ナル新事態發生シタルニ依ルヤラ究明スルヲ要ス可ク又若シ大統領ニシテ同案ノ通過ヲ要望セサリシトセハ平和軍縮ノ声明ヲロニスル議會力何カ為ニ微妙ナル現下ノ國際海軍ノ均衡ニ対シ過激ナル國家主義的要素ヲ投スルノ挙ニ出テタリシヤハ一層ノ関心事ナリ本案ノ通過ニ依ル日英ノ驚ハ勿論ナルモ就中吾人ハ最モ驚カサレタリ

紐育「タイムス」

費府「レツチャー」

本案ハ單ニ海軍條約所定量内ニ於テ海軍ヲ充実セントスルニ過キス吾人ハ米國カ海軍條約ニ基キ組織的ニ艦船建造ヲ行フ事ヲ非トス可キ何等正当ナル理由ヲ発見スルヲ得ス下院カ過去十年来曾テ見サリン異常ナル熱意ヲ以テ本案ヲ採用シタルハ「ブリペアードネス」ノ必要ニ目覺メタル事ヲ示スモノナリ次回ノ海軍會議カ如何ニ取運ハルニセヨ「ヴィンソン」案ノ価値ハ極メ大ナル可シ日本ハ「パリティー」ノ要求、會議ノ決裂等ヲ以テ米國ヲ脅威シツツアルモ米國ハ「ヴィンソン」案ヲ以テ之ニ対抗シ得可ク日米

開戦ノ可能性ハ別個ノ問題ナリ  
英ニ郵送セリ

51 昭和9年2月3日

在米國武富臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

ヴィンソン案下院通過に関する論評中芳沢前外相の演説を引用したワシントン・ポスト及びワシントン・スターの記事について

ワシントン 2月3日後発  
本 省 2月4日前着

第八六号

往電第八三号ニ関シ

「ヴィンソン」案下院通過ニ関スル論評中一日ノ華府「ポスト」及華府「スター」ハ特ニ貴族院ニ於ケル芳沢前外相ノ演説ヲ引用シ居ル処其ノ要旨左ノ如シ

華府「ポスト」

芳沢前外相ノ議会ニ於ケル警告的演説ハ時節柄米國ニ於テモ事態ノ率直ナル検討ヲ為ス可キコトヲ促スモノナリ米國史上稀ニ見ル老大ナル平時海軍計画案ハ殆ト真面目ナル審議ヲ見シテ疾風迅雷的ニ下院ヲ通過シタルカ上院ニ於テ

ハ斯ノ如キ重要事項ノ審議ニ当リテハ今少シク慎重ナル考慮ヲ払フ可キナリ「ヴィンソン」案ハ單ニ軍縮條約所定量迄ノ建艦ノ権能ヲ行政院ニ与フルニ止マリ今後同案ノ目的トスル所ヲ實際上何ノ程度迄施行スルカハ懸ツテ行政部ノ手ニ在ル処直接外交ノ衝ニ當ル行政部トシテハ本問題ニ對シテハ非常ナル注意ヲ払ヒタルコトト思考スルモ今後共海軍及陸軍計画ノ遂行ニハ最大量ノ用心ト極少量ノ感情トヲ以テセサル可カラス米國ニモ日英同様建艦競争ヲ惹起ス可キ國際的危険ヲ顧念セスシテ唯海軍ノ能率及量ノミニ専心スル所謂専門家存在スルモ国防ノ如キ重要問題ヲ、三ノ専門家ノ掌中ニ委ネテ顧ミサルカ如キハ賢明ナル策ニ非ス専門家ノ考へ及ハサルモノニシテ重大ナル考量ヲ要スル問題鮮カラス芳沢氏ノ論点ハ實ニ茲ニ在リ其ノ論旨ハ「グッド、アンド、コンストラクチーヴ」ト言フ可シ

華府「スター」

日米両国議会ニ於テ時ヲ同フシ採ラレツツアル行動力建艦競争ノ先駆ヲ為スモノナリトノ考カ兩国内ニ深ク根ヲ張リツツアリトセハ甚タ悲ムヘキコトナルカ芳沢前外相ノ演説ハ不幸ニモ斯ル考ノ存在ヲ立証スルモノニシテ遺憾千万ナ

本案ハ提出者ノ説明ノ如ク各国ノ海軍軍備遞減ヲ誘致スルヲ目的トス米國ニシテ條約所定量ヲ実現シ強力ナル空軍ヲ保有スルニ至ランカ諸國ハ米國ヲ攻ムルノ難キヲ知リ漸次軍縮ヲ馳致スルニ至ル可ク同案ハ右ノ場合要スレハ建造ヲ中止スルノ権限ヲモ大統領ニ付与シ居レリ英國モ米國同様其ノ海軍力劣勢トナルニ甘シシ來レルニ独リ日本ハ着々ト条約量ノ海軍建造計画ヲ進メ今ヤ英米トノ「パリティー」ヲ要求セントスル氣分ニアリ米國ハ海軍條約ニ準拠シ海軍ヲ強化スルニ最早躊躇スルヲ得ス

リ若シ右言辞ニシテ「ヴィンソン」案討議前ニ華盛頓ニ報

道セラレタリトセンカ同案ノヨリ急速度ナル通過ヲ促シタ

リ

又同案討議ノ最中大角海相カ下院ニ於テ三十六年末ニ於ケル日米補助艦船ノ勢力ヲ比較シ米国ノ劣勢ヲ指摘シタルカ同海相ノ示シタル統計ハ雄弁ニ「ヴィンソン」案ノ正当性ヲ裏書シタルモノナリ同案ハ單ニ米国海軍ノ劣勢ヲ補正セントスルニ過キス米国政府及國民ハ其海軍計画ヲ以テ日本トノ建艦競争ノ意図乃至両國關係ノ決裂ヲ表示スルモノトハ思量シ居ラス吾人ハ日本ノ政治家カ往々ニシテ米国海軍計画ヲ挑戦的意味ニ解スルヲ悲ムモノナリ

英ヘ郵送セリ

52 昭和9年2月5日 在ポートランド中村領事より  
広田外務大臣宛

パールマロンの列強対日方策論に関するモー  
ニング・オレゴニアソ紙の論評要旨について

(3月3日接受)

普通第三六号

昭和九年二月五日

在ポートランド

領事 中村 豊一 (印)

外務大臣 広田 弘毅殿

パールマロンノ列強対日方策論ニ関スル件

当地モーニング・オレゴニアソ紙ハ毎日パールマロンノ華府通信ヲ連載シ居ル処同人ハ一月三十一日ノ同紙上ニ於テ列強ノ対日方策ニ関シ左記要旨ノ論評ヲ為セリ

議会ヲ含ム華府官界ノ殆ント全部ハ今春極東ニ於テ戦争勃発シ米国モ之ニ捲込マルヘキヤモ知レサルヘシトノ考ヲ吹込マレ役人連ハ流石之ヲ公言セルモ其ノ大声ノ囁キハ聲者ト雖モ聞知シ得ル程ナリ

役人連ハ建艦及兵器改善ノ緩急ニ応シ経費ノ振当ニ没頭シ軍備拡張論者ハ得意トナリ平和論者ハ逃ヲ張ラントスル議員ヲ捕へ説得スルニ努メ且ツ抗議書ヲ認メ居ルモ之ヲ読ム者無シ

現在ノ如ク戦争論ノ公言セラレ居ルトキハ却テ戦争ヲ避け得ルモノナルカ吾人ハ下記ノ諸事実ヲ注意スル要アリ一、最近英國ハ極東海上ニ於テ艦隊司令官會議ヲ開催セルカ過去十三年間ニ斯ル會議ノ開催セラレタルコトナク

又此ノ種會議ハ極秘ニセラルルヲ常トスルニ拘ハラス今回ハ殊更宣伝ノ上新嘉坡ニ於テ行ハレタリ

二、同會議直前英国外相サイモンハ羅馬ニムソリーニヲ

訪ヒ世界平和ニ関シ討論セルコトアリ又「ム」ハ右会合前後ヨリ極東ニ於ケル戦争ノ切迫ヲ公言シ日本ノ戦争準備ヲ中止セシムル要アル旨明言セリ

三、右「ム」ノ公言ハ露国外相リトヴィノフカ米国対露承認ヲ土産物トシ帰國ノ途次訪伊セルトキヨリ始マレリ

四、リトヴィノフノ離米ト同時ニ米国駐露大使ブリット及國務省極東部長ホーンベックハ用語ハ曖昧ナルモ米国ノ対日不満ヲ表現セリ

五、日本モ此ノ関係ヲ見逃サス政治家ハ新聞紙上ニ於テ

世界ハ小国日本ヲ包囲シ居ル旨ノ不平ヲ唱ヘ居ルカ日本政治家連ハ世界カ日本ヲ征服セントスルノ真意奈辺ニアルカヲ看破スヘキナリ

六、世界各国ハ新ナル政策ヲ以テ戦争ヲ防止セントカメ居ルラシク即チ日本カ今春対露戦争ヲ開始スルナラハ唯紛糾ヲ招ク外何物ヲモ得ラレサルヘキ旨ヲ日本ニ知ラシメントスルモノニシテ「戦争ヲ起ス勿レ起セハ我等ハ团

層露骨ナル由ナリ

右何等御参考迄訳報ス

本信写送付先 在米大使

モーニング・オレゴニアン紙の日本海軍拡張

説に対する反駁論評について

昭和九年二月五日

在ポートランド

在ポートランド中村領事より

広田外務大臣宛

昭和九年二月五日

在ポートランド 領事 中村 豊一

外務大臣 広田 弘毅殿

オレゴニアン紙ノ日本軍備拡張反駁論説ニ関スル件

二月一日ノ当地モーニング・オレゴニアン紙ハ Japan's Naval War Talk ト題スル論説ヲ掲ケ日本海軍拡張説ニ對シ左記ノ如キ反駁的論評ヲ下セリ

米國ハ倫敦條約ニ基キ其ノ海軍力ヲ條約量迄充実セント計画シツツアルカ右完成ノ暁ニ於テ米國ノ海軍力ハ他国海軍ニ対シ充分ナル防衛ヲ為スニ過キス

条約量ノ海軍力ニテハ日本攻撃ニ不充分ナルニ拘ハラス日本ノ大臣連ハ右米國ノ條約量迄ノ海軍力充実ヲ以テ日本ニ備フルモノト看做シ居レリ他方日本ハ対米海軍ノ優越ヲ目標トシ若シ米國カ條約ニ依ル海軍ノ優勢ヲ保持スルトキハ開戦ヲ以テ之ヲ威嚇セントス

米國ニハ対日戦争ヲ想像スル者千人ニ一人モナシ右ハ日本カ吾人ノ開戦ニ価スル何物ヲモ所持セサルカ故ナリ又米國民ハ太平洋上ニ於ケル海軍ノ優越ヲ希望シ居ラス單

ニ各國カ其ノ領土ヲ防衛スルニ足ル海軍力ヲ保有スルコトヲ以テ満足スルモノナリ  
若シ日本カ太平洋上ノ優越保持ノ為対米開戦ノ意志アルナラハ右戦争ハ全ク日本自身ノ惹起スルモノナリ云々  
右何等御参考迄訳報ス

編注 本公信は写で公信番号不明

54 昭和9年2月28日 在ニューオーク沢田總領事より

広田外務大臣宛(電報)

クリスチャン・サイエンス・モニター紙上に  
おけるアボットの日本海軍に関する評論について

ニューオーク 2月28日後発  
本 省 3月1日前着

第二八号

二十六日「クリスチャン・サイエンス・モニター」紙上ニ

於テ「アボット」ハ海軍會議ノ準備工作ト題シ一九三五年

ノ會議ニ於テ軍縮ヲ達成シ得ルノ望ナント論スルモノハ其ノ理由トシテ日本ノ「パリティー」要求並極東及歐州ニ於

在英、米、仏大使及在米各館ニ転電セリ

ケル戦争発生ノ可能性ヲ挙ケ居ル處距離ノ関係上米國トシテハ「アデアティック、ウォータース」ニ於テ日本海軍ヲ破り又ハ比律賓ヲ防禦シ得ル海軍ヲ建造スルコト能ハサルト共ニ他方仮令日本ニ「パリティー」ヲ与フルモ日本ハ太平洋岸ハ愚カ布哇ニ於テサヘモ米國海軍ト戰ヒ得ル海軍ヲ造ルコト不可能ナルヲ以テ米國ノ危険トナラス故ニ寧ロ米國ハ英米海軍ヲ縮少スルト共ニ日本海軍相當ノ拡張ヲ認ムルコトニ依リ日本ニ「パリティー」ヲ与ヘントノ提議ヲ以テ會議ニ臨ムヲ可トス又米國カ會議開始ニ先立チ排日移民法ヲ修正ナラサル場合モ此ノ点ニ関シ大統領カ日本ニ「ゼチュア」ヲ示スナラハ日米「パリティー」ノ提議ト相俟チ友誼的且互讓的精神ノ裡ニ會議開催ヲ可能ナラシムヘシトノ趣旨ヲ論セリ

55 昭和9年3月11日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### ヴィンソン案上院通過に関する新聞論調について

いて

ワシントン 3月11日後発  
本省 3月12日前着

第一六一號  
往電第一五二號ニ閲シ

「ヴィンソン」案上院通過ニ閲スル当地諸新聞論調要旨左ノ通り

「紐育ヘラルド・トリビューン」八日

「ヴィンソン」案ノ上院通過ハ政府ノ支援ト多数議員ノ覚醒ニ依ルモノニシテ何等驚クニ当ラス條約所定量ノ実現ヲ目的トスル同案ヲ以テ建艦競争ヲ誘致スルモノナリト批難スル平和論者ハ無意識ノ裡ニ他國ノ利益ノ傀儡ト成レルモノト謂フヘシ同案ハ次回ノ軍縮會議ニ於テ米国ヲ日英ニ劣ラサル有利ノ地位ニ置カントスルモノナルカ華府會議ニ於テハ各問題全部ヲ包含スル單一ノ条約ナラサリシモ海軍力ノ制限、海軍根拠地防備ノ外ニ支那ノ領土保全ノ問題ニ威ヲ与ヘス

ル論理的回答ナリ  
「費府インクアイヤラー」(八日)  
英米戦争ノ可能性ハ信シ難キモ東洋ノ覇勢ヲ目指シ侵略政策ヲ遂行シツツアル日本ニ対シテハ太平洋ノ安全保障上戒心ヲ要ス「ヴィンソン」案カ多クノ感触ニ触ルトノ議論ハ顧ルニ値セス適度ノ米国海軍力ハ如何ナル国ニ対シテモ脅威ヲ与ヘス  
「ボルチモア・サン」(八日)

「ヴィンソン」案上院通過ハ国防充実ノ要求ノ外ニ艦船建造カオル程度復興事業ニ役立ツヘシトノ信念ニ依ルハ疑ナシ若シ同案ニシテ建艦競争ヲ誘致セハ右法案ニヨリ贏チ得ヘキ反映ハ極メテ高価ニツク可キモ造船、製鉄其他ノ利益関係ヲ背後ニ持ツ議員連ニ右法案ノ齋ラス功徳ニ恬淡タルヘシト望ムハ無益ノ業ナリ「ヴィンソン」案カ其國家ニ齋ラス可キ大ナル財政的負担及造船業者ニ好都合ナル対価論カ米国海軍政策中ニ織り込マレ居ル事実ニ対スル批難ヲ殆ント見ルコト無クシテ両院ヲ通過セルハ如上ノ雰囲気中ニ在リテハ敢テ異トスルニ足ラス抑々同案ハ現有艦船ノ大部分ハ依然役立ツニ拘ラス倫敦条約ニ基キ一定ノ期間ヲ経

シ成立セル各個ノ協定ハ一ノ完全ナル全体ノ部分ヲ形成セルモノナルコトハ華府條約再審議ノ場合無視シ得サル重要事ナリ

「華府スター」(七日)

從来遲延シ居レル條約量ノ実現ヲ急カントスルニ過キサル「ヴィンソン」案ニ対シ他國カ神經ヲ尖ラスハ理由無ク軍縮條約三箇國中之ニ反対スル野心ニ出ツルモノト見サル可カル地位ヲ保持セントスル野心ニ於テモ亦國際平和親善政策ニ終始スヘキモ如何ナル國家モ国防ヲ忽ニセハ他國ノ侮リヲ招キ友邦ニ背カレ遂ニ侵略戦争ノ危険ニ曝サルニ至ルヘク米国ハ斯ル憂キ目ヲ見ルニ忍ス

「費府パブリック・レツディヤー」(八日)

各国ノ条約遵守ヲ前提条件トシテ海軍ヲ單ニ警察ノ目的ニ必要ナル程度迄縮少スヘシトノ風潮大戦後一般ニ行亘リタルカ右前提ハ日本ニ依リ無慘ニモ打碎カレ世界平和機構ハ著シク弱メラレタリ極東ノ情勢変化ハ広キ反響ヲ呼ヒ世界ヲ痴人ノ夢ヨリ醒マシメ米国其他ノ諸国ヲシテ国防ノ第一線ノ充実ヲ考量セシムルニ至レリ米国海軍計画ハ右ニ対ス

過セル艦船ノ代艦ヲ為サントスルモノニシテ又同案ニ現ハレタル所謂條約海軍量ノ理論ハ特定ノ艦種ニ於テ噸数ノ増加ヲ必要トスルト否トニ拘ラス條約所定ノ権利ハ凡テ之ヲ利用スヘシト謂フニ在リ而シテ此ノ権利ノ利用ノ為ニ吾人ハ七億五千万乃至十億弗ノ支出ヲ為サントスルモノナリ建艦競争ノ氣勢既ニ擡頭シ始メタル今日何等カノ國際協定ヲ作り国家主義ノ軌道ヨリ脱セシムルニ非サレハ大戦前ノ海軍競争ニモ比スヘキ事態ニ逢著スヘシ  
「ワシントン・ポスト」(九日)  
「ヴィンソン」案上院通過後間モ無ク日本モ英米仏間ノ海軍競争ニ参加スヘシトノ大角海相ノ声明放送セラレタリ世界主要国カ非常ナル勢ニテ海軍軍備ヲ拡張シツツアルハ否ム可カラス一般人民ハ軍備拡張カ失業問題解決産業復興ニ資スルヲ信スル故ニ之ニ対スル有力ナル反対存セサルノミナラス武器製造業者ノ運動大衆ノ恐怖心カ之ニ油ヲ注ギ居レリ此ノ際覺醒セル一般民衆ノ良心ト國際平和ノ觀点ヨリスル軍縮問題ニ対スル政治的工作者ハ殊ノ外緊要事ト成レリ

56 昭和9年3月13日 在米国斎藤大使より

広田外務大臣宛(電報)

ヴィンソン案に基づく米国海軍の予算起草に  
ついて

第一六五号

ワシントン 3月13日後発  
本 省 3月14日前着

往電第一五二号ニ関シ

十二日当地新聞ノ伝フル所ニ依レハ十一日海軍省ハ「ヴィンソン」案ノ成立ヲ予想シ同案ニ基ク艦船二十隻(嚮導駆逐艦二隻、駆逐艦十二隻、潜水艦六隻)及航空機(機数不明)ノ初年度起工(本年七月一日開始)所要経費三千万弗ノ予算起草ヲ完了シタル由ナリ

57 昭和9年3月13日 在英國松平大使より

広田外務大臣宛(電報)

ロンドン 3月13日後発  
本 省 3月14日前着

英國下院における海軍予算の討議について

十三日下院ニテ海軍予算ノ討議アリ先ツ海軍大臣ハ来年度第一三六号

十三日下院ニテ海軍予算ノ討議アリ先ツ海軍大臣ハ来年度第一三六号

予算ノ造艦計画ハ来年度以降三ヶ年間ノ計画ノ平均額ニ当ル処右ノ如キ着実ナル主義ヲ選ヒタル理由ハ若シ海軍會議ヲ目前ニ控ヘ急激ナル拡張ヲ行フ時ハ吾人ハ次ノ會議ノ失敗ヲ希望乃至期待スルカ如キ誤解ヲ與フルコトヲ恐ルルカ故ナリ而シテ本計画ニ依リ英國ハ一九三六年未迄ニ全艦種ニ付条約ノ認ムル全噸数ヲ(但シ艦船超過ノモノ駆逐艦六万噸潜水艦四千噸)保有スルヲ得ヘシ世間ニハ空軍ト海軍トノ優劣ニ関シ疑問有ルモ倫敦ノ爆撃ヲ救ヒ得トスルモ英國ヲ餓餓ヨリ救ヒ得ルモノハ実ニ海軍ナリ從テ両者ハ互ニ協力スヘキモノナリト為スノ論モ聞クカ若シ一万噸ヲ超ユル軍艦ヲ廢止スレハ敵ノ攻撃ニ対抗スル為安心シテ信頼シ得ヘキ軍艦ヲ失フコトトナリ防備ニ欠陥ヲ生スルノミナラス小国モ一万噸級ノ軍艦ヲ有シ得ルコトトナル結果是等ニ對シ優勢ヲ保ツ為ニハ勢ヒ多數ヲ有セサルヘカラサルコトトナリ却テ費用ヲ増スヘシトノ説明ヲ与ヘ次テ「ホール」(労働)ハ保守党側カ軍拡ヲ始メムトシ居ルヲ非難シ倫敦条約ノ限度迄ノ建造ヲ不必要ナリトシ且新嘉坡防備費ノ増加ヲ攻撃シ之ニ対シ「キーズ」(保守)ハ倫敦条約ハ不都合ノモノナレハ之カ束縛ヲ脱出スルノ必要アリト述ヘ「アメリカ

一之ニ賛成シ最後ニ海軍側ヨリ新嘉坡防備費ノ増加ハ船渠ニ必要ノ「ポンツーン」「ポンプ」場発電所ニ関スルモノニ過キスト答弁ス

米、在欧各大使、寿府ニ郵送セリ

58 昭和9年3月14日 在仏國佐藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

仏國議会に提出された国防計画法律案及び新規建艦法律案の大要について

パリ 3月14日後発  
本省 3月15日前着

第一四九号

最近当国政府ハ国防計画法律案及新規建艦法律案ヲ議会ニ提出シタルカ右法律案ノ大要左ノ如シ

一、国防事業計画ナル特別会計ヲ設置シ本年度ヨリ一九三八年ニ至ル五ヶ年間ニ亘リ総額二十九億八千万法ヲ支出

(一)陸軍ニ付テハ国境防備施設完成費トシテ十一億七千五百

百万法

59 昭和9年3月24日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

新聞記者会見でのスワンソン海軍長官の予備的交渉開催に関する意見

ワシントン 3月24日後発  
本 省 3月25日前着

第一八四号

二十二日紐育「タイムズ」華府特電ニ依レハ前日新聞記者会見ニ於テ「スワンソン」海軍長官ハ日米交驩「メツセー

シ」ハ関連セル記者ノ質問ニ答ヘ次期海軍軍縮會議前ニ海軍問題ニ関スル予備的会商ヲ行フコトハ右會議ヲ成功セシムル上ニ効果有ルベシト考フルモ此ノ種予備的会商ニハ関係國全部ノ参加ヲ必要トスル旨ヲ語リ現行比率ノ増加ニ対シテハ依然反対ナリヤトノ質問ニ対シテハ之ヲ肯定シタルカ日本側ノ言ハントスル所ヲ聞クノ意有リヤトノ質問ニ対シテハ My ears are always open ト答ヘタル趣ナリ英ニ転電セリ

60 昭和9年3月27日 在米国齋藤大使<sup>45</sup> 広田外務大臣宛(電報)

### カーナンソンハ案に關する米國大統領の声明」 レト セ 記 ルーズベルト大統領聲明

ワシントン 3月27日後発  
本 省 3月28日後着

第一九八号

往電第一一八三〇号ニ閲シ

一九三〇年大統領ハ「カーナンソン」提出艦船及航空機建造案ヲ裁可シ同時ニ左ハ趣旨ハ「スルーマン」<sup>46</sup> 又發表セリ

wholly clear.

This is not a law for the construction of a single additional United States warship.

The general purpose of the bill is solely a statement by the Congress that it approved the building of our navy up to and not beyond the strength in various types of ships authorized, first, by the Washington naval limitation treaty of 1922, and, secondly, by the London naval limitation treaty of 1930.

As has been done on several previous occasions in our history, the bill authorizes certain future construction over a period of years. But the bill appropriates no money for such construction and the word "authorization" is, therefore, merely a statement of the policy of the present Congress. Whether it will be carried out depends on the action of future Congresses.

It has been and will be the policy of the

administration to favor continued limitation of naval armaments. It is my personal hope that the naval conference to be held in 1935 will extend all existing limitations and agree to further reductions.

61 昭和9年3月30日 在米国齋藤大使<sup>45</sup> 広田外務大臣宛(電報)  
カーナンソンハ案に關する米國大統領の声明」  
レト  
セ 反響立ヒト

ワシントン 3月30日後発  
本 省 3月31日前着

第11011号

往電第一一八九号ニ閲シ

「カーナンソン」案裁可リ当リ發表セル大統領「スルーマン」ハ相当地一般ノ注意ヲ引ケルモノノ如ク新聞論評中ハ大統領力戦争熱ニ浮サノ居ラス建艦競争ヲ著シク嫌惡シ居ルヲ知リ吾人ハ安堵セリ(華府「ホースト」)ト云ヘルモアル一方大統領声明ハ不思議ナル程弁解的ニシテ内外ニ誤解ヲ招ク虞アリコムリ何カ理由アランヤ「カーナン

「ヴィンソン」案ニ関シ世上事實ノ誤解行ハレ居ルヲ以テ同案ノ主タル条項ヲ充分明瞭ニ為シ置ク要アリ本案ハ一隻タリトモ米國軍艦ヲ増加セムトスル法律ニアラス本案ノ一般的ナル目的ハ倫敦及華府両條約所定量ニ過不足ナキ程度迄艦船建造方ヲ承認スル議会ノ単ナル「ステートメント」ニ過キス過去ニ於テ屢々行ハレタル如ク本案ハ或期間ニ亘リ将来ノ建造ヲ承認スルモノナリ然レトモ同案ハ右建造ノ為ノ経費ヲ充當シ居ラス故ニ権限付与(「オーネリゼーン」)ナル語ハ單ナル現在ノ議会ノ政策ノ声明タルニ過キス右カ実行セラルルヤ否ヤハ今後ノ議会ノ好意ニ依存ス海軍々備制限ハ政府ノ從来ノ政策ニシテ今後モ変更ナカルベシ一九三五年ノ海軍々縮會議カ現行ノ総テノ制限ヲ延長シ尚1層ノ縮少ニ達セムコト余ノ衷心希望スル所ナリ

(セ 記)

### THE PRESIDENT'S STATEMENT

The President's statement follows:

Because there is some public misapprehension of fact in relation to the Vinson bill, it is only right that its main provision should be made

ン」法中ニ規定セル艦船ハ例へハ次回会議ニ於ケル軍縮協定ノ成立ノ如キ余程理由ナクハ結局建造セラルモノニシテ又之カ建造ニ弁解ハ無用ナリトナスモノナリ（費府「パブリックレッジア」）

尚諸新聞ハ海軍部内ニ於テハ同声明書ハ「ホワイトハウス」ニ押シ掛クル平和論者ニ対スル弁解ノ辞ニ過キサルモノト見做シ居ルモ之ニ依リ日英両国カ「ヴィンソン」案ヲ以テ

真ニ単ナル「ゼスチア」ニ過キスト解スルニ至ルヲ危惧シ居ルモノアル由ニテ又同部内ニ於テハ「ヴィンソン」

法ニ基キ初年度経費トシテ三千四百万弗支出ヲ希望シ居リ

大統領ハ之ニ反対セサルモノト從来了解シ來リタルカ大統

領ニシテ声明書ニ表レタル如ク将来ノ議会ノ行動アルマテ

「アクション」ヲ採ラサルコトヲ真ニ考ヘ居ルモノトセハ

最近大統領ニ於テ心変リシタルニ非ヤト懸念シ居ル向モ

アル由ナリ

62 昭和9年3月31日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛（電報）

### ビーティー提督の海軍問題に関する演説の概要報告

普通第二〇六号

（5月5日接受）

昭和九年三月三十一日

在英

外務大臣 広田 弘毅殿

特命全権大使 松平 恒雄（印）

概要報告

二月二十七日「ビーティー」提督ハ「シティ・カーリトン

・クラブ」ノ午餐会ニ於テ「英國海軍ノ将来」ト題シ演説ヲナシタルカ其ノ要点左記ノ通御参考迄右切抜相添ヘ此段

報告申進ス

記

過去数年間ノ経費節約ハ英國海軍ノ海外貿易保護能力ヲ不充分ナラシメ倫敦會議ニ依リ英國ノ得タル協定量ハ吾国防ヲ危殆ニ瀕セシメタリ海軍省ハコノ事態ヲ匡正スヘキ重大責任ヲ負フモノナルカ殊ニ（一）海軍力現比率ヲ此ノ上更変シ國ヲ危ウクセサルコト（二）巡洋艦ハ代艦建造ノ遲延ト倫敦条約ニ拘束セラレサル仏伊ノ海軍力膨張ノ為国防ノ最低限度ニモ及ハサルコト甚シク之力増加ハ現下ノ急務ナリ（三）吾戦

艦十二隻ハ大戦中ノ建造ニ懸リ代艦建造延期ハ一九三七年以後ニ及ハサルヘキコト絶対ニ必要ナリ

最後ニ空軍カ海軍ニ代リ得ルト論スルモノアルモ誤ナリ海軍ハ歐州ノ一、二国ヨリ来ル空襲ヲ防禦シ得サルト共ニ空軍ハ世界ノ如何ナル方面ヨリ来ルヤモ知レサル海上ノ攻撃ニ対抗スルヲ得ス

63 昭和9年4月21日 在米國斎藤大使より

広田外務大臣宛（電報）

### ヴィンソン艦船建造法に基づく初年度経費充當に関する世評について

ワシントン 4月21日後発  
本 省 4月22日後着

る新聞論調について

64 昭和9年4月25日 在米國斎藤大使より

広田外務大臣宛（電報）

### ヴィンソン法に基く初年度艦船建造費に関する世評について

ワシントン 4月21日後発  
本 省 4月22日後着

催ノ連盟軍縮會議ノ成功極メテ覚束無キニ加ヘ米、露債務交渉ノ失敗、今回ノ日本ノ対支政策ノ表明等種々ノ悲観材料ニ刺戟セラレ米国政府ハ自國ノ權益保護、各國ノ友好的態度促進ノ為何等カ措置ヲ採ル要アリト為ス氣分當地ニ至

第二二七号

二十日当地一、二新聞ハ歐州國際政局ノ不安ニ依リ五月開

交渉ノ失敗、今回ノ日本ノ対支政策ノ表明等種々ノ悲観材

料ニ刺戟セラレ米国政府ハ自國ノ權益保護、各國ノ友好的態度促進ノ為何等カ措置ヲ採ル要アリト為ス氣分當地ニ至

第二三一号

ワシントン 4月25日後発  
本 省 4月26日後着

二十三日当地新聞ハ「ヴィンソン」法ニ基ク艦船建造ニ對スル初年度割当約一千五百万弗ハ次回議会ノ予算充当ヲ待

タス産業復興法ニ基ク公共事業費中ヨリ支出セラルニ至

三億弗中ヨリ艦船建造費二億三千八百弗ヲ充當シタルト同様ノ形式ニシテ経費支出ノ要有りヤ否ヤノ決定権ノミナラス支出ニ決定セル場合右支出金額ノ算定ヲモ総テ大統領ニ委ネントスルモノナリ

諸新聞ハ右大統領ノ非公式声明ハ「ヴィンソン」法案裁可ノ際同法ハ今議会ノ政策ノ声明ニ過キス從テ政策実行ニ必要ナル経費ノ充当ハ将来ノ議会ノ措置ニ俟ツ可キ旨述ヘタルト著シク相違スル所アリ右ハ今回ノ日本ノ対支政策声明ニ何等カノ関連ヲ有スルニ非スヤト見ル向少カラサル趣報道シ居レリ

ハ各国ニ衝動ヲ与ヘタルモ米国ニシテ國論ヲ無視シテ支那ノ門戸開放ノ為戦争ヲ賭スル覚悟有ルニ非サレハ戦争ノ危険真ニ存在スルトハ思ハレサルニ米国政府ハ「ヴィンソン」法ニ依ル艦船建造ヲ急クロ実トシテ日本ノ対支政策ヲ利用シ議会ノ経費充当ヲ待タス公共事業費ヨリ支出スル希望有ルカ如キ処米国政府カ武力ニ掛けテモ極東問題解決ノ決意有ルニ於テハ右ハ理由有ルコトナルヘキモ日本ニ対スル道義的勧告乃至極東放棄ノ途ヲ選フモノトセハ海軍拡張ハ危険ナル愚策ニシテ現在ノ日本ノ侵略政策ノ面前ニ於テ必スヤ非友誼的行為ト解釈セラルヘシト論評シ又同日紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ「ヴィンソン」法ハ大統領ノ指摘セル如ク政策ノ表面ニ過キサルモ必要経費ノ充当ナキナル意志ノ表示ノミニテハ不充分ナリ、現在ノ国内情勢ニ於テハ公共事業費ヨリ艦船建造費ヲ支出スルコトハ産業復興、失業救済ニ役立ツトキニノミ条理立ツモ又一方来ルヘキ軍縮會議カ波瀾ヲ予想セラレ其ノ成否カ吾人カ條約所定量ヲ保有シ居ルヤ否ヤニ関係スル処大ナルヘキヲ思ヘハ此ノ際艦船建造ニ確実ナル経費ヲ支出スルハ喫緊事ナリトノ説謹頭スルノ愚ヲ指摘シタル上今回ノ日本ノ対支政策表明（天羽声明）

ルヘキ旨ヲ報シ下院海軍委員長「ヴィンソン」モ当局ヨリ公式ニ通告ヲ受ケタルニ非サル旨ヲ前置シ同様ノ趣旨ヲ語リタル趣ナル処右ニ閏シ二十四日「ボルチモア・サン」ハ國際關係ニ少シニテモ暗影射ス場合華府ニ於テ必ス大海軍説謹頭スルノ愚ヲ指摘シタル上今回ノ日本ノ対支政策表明ハ各國ニ衝動ヲ与ヘタルモ米国ニシテ國論ヲ無視シテ支那ノ門戸開放ノ為戦争ヲ賭スル覚悟有ルニ非サレハ戦争ノ危険真ニ存在スルトハ思ハレサルニ米国政府ハ「ヴィンソン」法ニ依ル艦船建造ヲ急クロ実トシテ日本ノ対支政策ヲ利用シ議会ノ経費充当ヲ待タス公共事業費ヨリ支出スル希望有ルカ如キ処米国政府カ武力ニ掛けテモ極東問題解決ノ決意有ルニ於テハ右ハ理由有ルコトナルヘキモ日本ニ対スル道義的勧告乃至極東放棄ノ途ヲ選フモノトセハ海軍拡張ハ危険ナル愚策ニシテ現在ノ日本ノ侵略政策ノ面前ニ於テ必スヤ非友誼的行為ト解釈セラルヘシト論評シ又同日紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ「ヴィンソン」法ハ大統領ノ指摘セル如ク政策ノ表面ニ過キサルモ必要経費ノ充当ナキナル意志ノ表示ノミニテハ不充分ナリ、現在ノ国内情勢ニ於テハ公共事業費ヨリ艦船建造費ヲ支出スルコトハ産業復興、失業救済ニ役立ツトキニノミ条理立ツモ又一方来ルヘキ軍縮會議カ波瀾ヲ予想セラレ其ノ成否カ吾人カ條約所定量ヲ保有シ居ルヤ否ヤニ関係スル処大ナルヘキヲ思ヘハ此ノ際艦船建造ニ確実ナル経費ヲ支出スルハ喫緊事ナリトノ説謹頭スルノ愚ヲ指摘シタル上今回ノ日本ノ対支政策表明ハ各國ニ衝動ヲ与ヘタルモ米国ニシテ國論ヲ無視シテ支那ノ門戸開放ノ為戦争ヲ賭スル覚悟有ルニ非サレハ戦争ノ危険真ニ存在スルトハ思ハレサルニ米国政府ハ「ヴィンソン」法ニ依ル艦船建造ヲ急クロ実トシテ日本ノ対支政策ヲ利用シ議会ノ経費充当ヲ待タス公共事業費ヨリ支出スル希望有ルカ如キ処米国政府カ武力ニ掛けテモ極東問題解決ノ決意有ルニ於テハ右ハ理由有ルコトナルヘキモ日本ニ対スル道義的勧告乃至極東放棄ノ途ヲ選フモノトセハ海軍拡張ハ危険ナル愚策ニシテ現在ノ日本ノ侵略政策ノ面前ニ於テ必スヤ非友誼的行為ト解釈セラルヘシト論評シ又同日紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ「ヴィンソン」法ハ大統領ノ指摘セル如ク政策ノ表面ニ過キサルモ必要経費ノ充当ナキナル意志ノ表示ノミニテハ不充分ナリ、現在ノ国内情勢ニ於テハ公共事業費ヨリ艦船建造費ヲ支出スルコトハ産業復興、失業救済ニ役立ツトキニノミ条理立ツモ又一方来ルヘキ軍縮會議カ波瀾ヲ予想セラレ其ノ成否カ吾人カ條約所定量ヲ保有シ居ルヤ否ヤニ関係スル処大ナルヘキヲ思ヘハ此ノ際艦船建造ニ確実ナル経費ヲ支出スルハ喫緊事ナリトノ説謹頭スルノ愚ヲ指摘シタル上今回ノ日本ノ対支政策表明ハ各國ニ衝動ヲ与ヘタルモ米国ニシテ國論ヲ無視シテ支那ノ門戸開放ノ為戦争ヲ賭スル覚悟有ルニ非サレハ戦争ノ危険真ニ存在スルトハ思ハレサルニ米国政府ハ「ヴィンソン」法ニ依ル艦船建造ヲ急クロ実トシテ日本ノ対支政策ヲ利用シ議会ノ経費充当ヲ待タス公共事業費ヨリ支出スル希望有ルカ如キ処米国政府カ武力ニ掛けテモ極東問題解決ノ決意有ルニ於テハ右ハ理由有ルコトナルヘキモ日本ニ対スル道義的勧告乃至極東放棄ノ途ヲ選フモノトセハ海軍拡張ハ危険ナル愚策ニシテ現在ノ日本ノ侵略政策ノ面前ニ於テ必スヤ非友誼的行為ト解釈セラルヘシト論評シ又同日紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ「ヴィンソン」法ハ大統領ノ指

65 昭和9年4月26日 在米国斎藤大使より  
廣田外務大臣宛（電報）  
ヴィンソン法に基づく初年度艦船建造費に関する諸新聞の報道振りについて

第二三六号 往電第一三一号ニ関シ

二十五日大統領ハ新聞記者会見ニ於テ近々議会ニ對シ新規失業救済費並ニ公共事業費合計十五億弗ノ支出予算案ヲ提出スル積リナルカ右ノ内公共事業ニ充当セラルヘキ五億弗中ヨリ「ヴィンソン」法ニ基ク初年度艦船建造費（海軍当局見積三千二百万弗）支出ノ権限付与方議会ニ請求スヘキ旨発表セル処右ハ昨年ノ産業復興法ニ基ク公共事業費三十